

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和7年度第3回河内長野市文化振興計画推進委員会
2 開催日時	令和8年1月7日(水) 午後7時00分から
3 開催場所	市役所 5階501会議室
4 会議の概要	第3期文化振興計画(案)について
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0名
7 問い合わせ先	(担当課名) 成長戦略局 成長戦略部 まちのソフト推進室 文化・スポーツ活性課 (内線427・422)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和7年度第3回河内長野市文化振興計画推進委員会 議事録

日 時 令和8年1月7日（水）午後7時00分～8時30分

場 所 河内長野市役所501会議室

出席者 車谷委員長、寶楽副委員長、佐藤委員、宮崎委員、宮地委員、飯田委員、
おぐし委員、吉年委員、尾花委員、池内委員
(河内長野市) 水上室長、東課長、谷口課長補佐、西尾グループ長、玉置

開 会

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより河内長野市文化振興計画推進委員会を開会します。委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。私は、本日の司会を務めます文化・スポーツ活性課の玉置と申します。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

※資料の確認。

それでは、本日の委員の出席状況をご報告します。河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則第5条第2項の規定により、10名の委員のうち過半数の5名以上の出席が必要となっています。現在、2名オンラインでのご参加、現地にて8名出席、会議の成立要件を満たしていますので、報告します。

車谷委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

(車谷委員長)

それでは、会議の公開及びその方法について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、会議の公開について説明します。

河内長野市附属機関等の設置、運営及び公開等に関する指針第11項に基づき、河内長野市で行われている会議は原則、公開となっており、第12項に「会議の公開又は非公開は、附属機関等の長が当該附属機関等にはかって決定する」とあります。そこで、過去に開催した当委員会の会議でも公開としていたことから、引き続き、当委員会は公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、同指針第13項に「会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う」とありますので、傍聴に関して必要な事項を定めさせていただきたいと思います。

併せてご審議をお願いします。

(車谷委員長)

当委員会の会議を公開することにご異議ありませんか。

意義なしと認め、当会議を公開とし傍聴を許可します。傍聴者がいましたら入室させてください。

(事務局)

本日はいません。

(車谷委員長)

それでは、案件に移ります。案件1「第3期文化振興計画（案）について」ですが、事務局から説明をお願いします。

案件1

第3期文化振興計画（案）について

(事務局)

メインビジュアル及び計画（案）および第3期文化振興計画（案）について別紙資料のとおり説明

(車谷委員長)

ただいまの説明に対して、ご意見をいただきたいと思いますが、その前に寶楽副委員長より提案事項がありますのでその説明をしていただきます。

(寶楽副委員長)

この検討資料は評価指標の議論の一つとなればと思っています。計画の素案38ページに3つの指標が挙げられていますが、もう少し追加できればと考えています。1ページ目(1)はこれまでに委員会で出てきた論点を自分なりに整理し、アンケートとの整合性も見ながら考えて1から6まで抽出しました。この1から6の論点をもし評価指標に加えるなら、1ページ目(2)の内容となっています。今、市で挙げているのは、あくまで評価が明確にできるアウトプット評価と言われるものになるのですが、もう少し踏み込んで、「1.文化事業の認知度の低さ」では市が実施する主要な5つの文化事業の認知度が何%上がったかという指標もあるのではないかと思います。「2.「興味のある分野がない」というミスマッチ」ではエンターテインメント性を重視するのか、市民が主体的に表現できる活動の機会を増やすのかという議論が出ていましたので、少し無理やりですが、ラブリーホールの入場者数や文化振興事業の延べ参加者数を挙げています。ただ、河内長野の文化芸術の向上はラブリーホ

ールの入場者数だけではないと思っています。「3. 時間的制約による参加の困難さ」については、働き盛りの世代（30代～40代）の文化にかかる時間が増えたかどうかはアンケートで取れると思い、入れました。「4. 情報発信の格差と到達の遅さ」については、結構二分していて、すごく満足している人と満足していない人によって、文化芸術に関する満足度の差が出ています。一定満足している人がより情報発信の格差が減ったとか、満足度が上がったというのを取ると指標になると思っています。「5. 文化の「閉じられた」印象と観光への期待」は、文化は観光と結び付けていかないと今後の文化芸術の振興が個人的には難しいと思っています。ですので、産業や観光との分野と文化のコーディネーションされた事業が一つでも増えたとか、コーディネート体制の整備事業を実施したなどが評価項目となると思います。アンケートの中でも、観光振興の期待はすごく高く、文化との結びつきが求められる分野の第1位であったことを受け、この項目を入れたらいいのではと考えています。「6. 子どもへの体験機会の不足」では、行政に求める役割として「子どもが日常的に文化体験できる環境の整備」への満足度を挙げています。必ず全て指標に入れてほしいという意味ではなく、検討いただければと思います。

コーディネート機能については、すごく思いが強く、計画にももちろん具体的な文言になっているのですが、この委員会でこのような議論があったというコラムを載せてはどうかと思います、（3）1に書かせていただきました。

【コラムイメージ】

文化を繋ぎ、新しい価値を創り出す「翻訳者」としてのコーディネーター

第3期計画において、文化振興の鍵を握るのは「コーディネーター」という存在です。しかし、ここでのコーディネーターとは、単に事務的なスケジュール管理を行う「調整役」ではありません。文化振興計画推進委員会の議論では、コーディネーターの真の役割は、異なる分野や人々を繋ぎ、新しい価値を生み出す「翻訳者」であり「伴走者」とであると定義されました。

異なる「言語」を翻訳し、対等な関係を築く

アーティスト、福祉施設、教育現場、そして行政。それぞれが持つ異なる価値観や専門用語（言語）を相互に理解できるよう通訳し、お互いの強みを引き出し合う「対等な関係（対等性）」を構築します。例えば、山を鳴らしたいアーティストと、舞台を支えるホールの専門性を繋ぐことで、これまでにない感動が生まれます。

ピラミッド型から「ネットワーク型」の共創へ

これまでのトップダウンの組織運営ではなく、市民や団体が自発的に繋がり合う「ネットワーク型」の連携（共創参加型）を重視します。誰か一人のプロデューサーが仕切るのではなく、多様な個性が「共に（Co）」「整列（Ordinate）」して同じ目標に向かう、風通しの良い仕組みづくりが重要です。

「ボランティア」を超えた持続可能な体制

これまでは熱意ある個人のボランティア精神に頼っていた側面がありました。今後は、コーディネート機能を組織として明確に位置付け、福祉・教育・観光といった他分野とも有機的に結びつくことで、文化が社会課題を解決し、まちの活力（にぎわい）を生むための持続可能な基盤を整備することが求められているのではないのでしょうか？

次、3 ページ目の2「点」から「線・面」へのネットワーク化は、尾花委員の発言を受けて衝撃だったので入れました。併せて3 コーディネーターの役割のこれら2つは、第2期で進捗がなかった部分として書いていて、コーディネーターの役割は行政だけが行うのではなく、民間も頑張らないといけないという話もありましたので、今後そういった議論をしてはどうかという内容を計画のどこかで載せることができればいいなと思ったので記載しました。今回皆様に特に意見をお伺いしたいのは2 ページ目の評価のことになります。

（車谷委員長）

ありがとうございました。計画3 4 ページの指標について、今は3 点しかありませんが、もう少し観点を増やして指標を明確にすればどうかというご提案でした。そのことも含めてご意見を頂戴したいと思います。また、先ほど事務局から説明のありました前回の議論に基づいて修正した箇所についての意見もいただきたいと思います。

（吉年委員）

メインビジュアルについて、実際の絵をみてイメージが沸いてきたことによって出てきた疑問ですが、今描かれている要素がどのような経緯で選ばれたのかを説明できるのか、同じ分野でも大きさや描かれている人の数などは異なっていたりすることもあるため、どのようなストーリーや気持ちからこのビジュアルの作成に至ったのかを確認しておきたいです。

（車谷委員長）

メインビジュアルの内容について選定した意図の説明は可能ですか。

（事務局）

どういった絵を入れようかという点については事前に委員会で相談させていただいていたという前提ですが、一般的にそのイメージするものの代表的な写真をベースに、これらのイラストを描いていただいています。代表的な写真というのが西代神楽の場合であれば複数人入っているが、逆に日野の獅子舞はインパクトある写真が1 人であって、デザイナーの方がその写真を参考にして描いているという状況です。

あと、日野の獅子舞と西代の神楽の違いという点についてはデザイナーの方はかなり気にしている点で、どこに違いがあるのか聞かれた際には、文化財の担当課に確認し伝え、写真

もお渡ししています。日野の獅子舞の場合は女性の舞もあるとお伝えしたので、それを採用されたという形かと思います。

(車谷委員長)

ビジュアルはまだ修正可能ですか。

(事務局)

他のポーズがいい等の修正は可能です。こちらはあくまでラフ案となっていて、ブラッシュアップされて完成されるという形になります。キャプションの入れ方も変わると思います。

(吉年委員)

このメインビジュアルに描かれているものが全てではないという点は大切だと思うので、絵をみて調べてもらえるようにキャプションは書かないようにしたり、「河内長野市にはほかにもたくさんの豊かな魅力がある」ということが分かるような文言を加えるなどはいかがでしょうか。

(佐藤委員)

カラーの感じは良いですが、文字（キャプション）が気になったので無くても良いと思います。イラストとしては、全て並列になっているので、サイズ感を大小バラバラにしてみたり、ジャンルごとにまとめると、見てくださった方のイメージもしやすいのではないのでしょうか。ジャンルが異なる配置にしてたどっていく楽しさを残すのであれば、地図のようにするなど何か良い方法があるかと思います。

(おぐし委員)

日野の獅子舞は2人で舞っているので、2人分の描写が欲しいと思います。

(車谷委員長)

事務局には今の意見を踏まえて、メインビジュアルの件改めてご確認いただければと思います。では、副委員長からありました進行管理についてご意見をお願いします。

(宮崎委員)

副委員長がおっしゃる通り、3つの評価指数というのはざっくりしているイメージがあります。方針2に関係する内容として、「(基準は必要だが)文化活動に何事業や何回ぐらい関わったのか」をカウントしていくというのも指標として良いのかと思いました。主観的な問い方にはなるが、「河内長野の文化芸術の鑑賞・参画・創造の機会が充実しているのか」とい

う感覚的なものを追っていくと、市民がどう文化政策に対して思っているかを知ることができそうですので、そのような指標も良いかと思います。

（宮地委員）

計画自体は良くなっているとは思いますが、副委員長のご意見の通り、指標の部分は非常に重要であると思い、量的な部分についてもできれば触れてほしいと思う。自身の経験の中で、ジャンルを網羅的にするとなかなか進まないということは感じますので、年度ごとにジャンルを絞って取り組むなどするといいと思う。

（車谷委員長）

網羅的には難しいという意見もあるが、いかがでしょうか。

（寶楽副委員長）

アンケートの項目のなかで何か1つでも計画の変化を迫いかけるような問いをいれてみることも良いと思います。また、コーディネーションをした事業数やアートマネージャーやコーディネーターの事業数、または人数をカウントしていくことも重要だと思います。本委員会のなかで計画の進捗確認を行う際に、意見が出て政策の具体化にもつながると考えています。

（車谷委員長）

寶楽副委員長が今回の検討資料の中で一番大切にしてほしい点はどこでしょうか。

（寶楽副委員長）

連携の事業数の把握、コーディネーター数、コーディネーターの管理です。計画の方針2を評価できるような指標は必要だと思います。2期からなかなか評価がされてこなかった部分であり、市がアートやまちづくりなどに参画している人の把握ができていないということが課題だと感じています。コロナの影響で行政の役割や動き方も変わり、まちが見えなくなってきたと思っていますので、行政が取り組んでいる事業のコーディネーター、もしくはコーディネーションした事業の把握、民間の活動の把握、ラブリーホールが頑張ったことの評価をするなど、様々なことを追いかけていこうという気持ちがない限り、毎年の評価結果に現れてこないです。

（車谷委員長）

この数を読むというのは大変難しい作業になると思いますが、行政としては可能ですか。

(事務局)

不可能ではないと思います。今皆様はコーディネートを実現した事業というのは、例えばどのような事業のことを考えていますか。調査するのは簡単です。「文化的なコーディネーターした事業ありますか」と聞けばいいのですが、それはおそらく違うと思いますので、コーディネートした具体的な事業例をお教えいただければと思います。佐藤委員も取り組まれていると思います。

(佐藤委員)

和泉市でのトンネル・アートプロジェクトや、神戸の長田での活動などがあります。

(宮崎委員)

市民コーディネーターという概念もあり、例えばボランティアで参加をして、情報発信を手伝うとか、何かセッティングや受付を手伝うなど、そういったものも市民コーディネーターと言えると思います。そういった人材育成をしている自治体もあります。

また、文化振興財団のラブリーホール事業で、財団の職員だけでなく人を繋げたり、紹介したりなど、連絡を取り合ったりするような人材をコーディネーターやプロデューサーと呼べることもありますので、割と幅広く定義をして、そういった人たちと関わったことをカウントしていくのもいいのではと思います。カウントをするために意識するというのが職員にとっても重要だと思います。そういう人たちがいることによってできること、達成できたことに自然と意識がいきますので、単純に数えるだけではなくて、数えることによって意識して、そういう分野が必要だと思えることも、評価指標を設定するという上では重要なことだと思っています。

(車谷委員長)

具体的にカウントするとき、どういった観点でカウントするのが難しいですね。例えばコーディネーター数で表していくと、その数が増えていくということは、事業の展開もたくさん増えることに繋がります。そういう意味の目に見える指標、数というのが必要になってくるのではないかというご意見ですね。

(宮崎委員)

数を増やすことに集中してしまい、本質的なところが見えなくなってしまう恐れもあります。数を数えることも重要ですが、どういうふうに数えるのかという点について、常に議論し続けることが必要だと思います。

(事務局)

委員の皆様が暮らしや活動する中でコーディネートされた内容を紹介していただけないでしょうか。

(宮地委員)

私はラブリーホール時代に世界民族音楽祭など色々行ってきましたが、事業の数というより、どういった事例が出てくるかということが重要だと思っています。音楽祭といった事業に落とし込まなくても、例えばこういう会議をしました等、形には残らないが、人がこういうことについて考えたという場ができたといったことも含めて、数よりは今年度はこんな事例がありましたという報告でもいいと思いました。こういったことはフェーズがあると思いますので、会議をして集まることが重要なところと、それが結果的に何かものになって出来上がってくることがあると思いますので、まずはどのフェーズでもいいので、形が出来上がった、そういうことをやったということが重要だと思います。

(尾花委員)

事業やイベントの集まりは無数にあると思っていて、このコーディネーターというのは、はっきりとした定義がよく分らないです。コーディネーター自体があまり整理されていない感じがあり、どんなコーディネートが文化振興に該当するのかを深めたほうがいいと思いました。民間が今どんな目的で、どんなことをしていて、地域の1コンテンツとして地域が活性化することを狙っているのかなど、全然知られていないがこの人こんなことをやっていたというのが出てくると思うので洗い出しが大事かと思っています。

(宮地委員)

尾花委員の意見非常に重要だと思います。今、なにがどこで行われているか見えていない状態だと思いますので、1個ずつ事例にあげて記録していくことができるという状態になれば、もっと何か見えてくるものがあると思います。調査まで行かなくても、事例が積み上がっていけば、あの人とあの人を繋げたら新たなことが生まれるかもといった話になるかもしれませんので、一旦何でもいいので事例をあげていくということが始まりだと思います。

(車谷委員長)

今皆様のご意見を聞いていますと、まずは現状を把握していくことが大事だということですね。それを具体的に指標にできるのかというところが難しいですが、そこを拾っていくということがこれから大事になってきます。随分前からコーディネーターの育成という言葉があったが途中で止まってしまっていました。やはり非常に把握しにくい部分です。数的に単純に表すのではなく、河内長野市でどれだけ増えてきているのか、それによってたくさんの活動ができるのか、何らかの形でコーディネーターを表せばいいですが、ご意見いかがでしょう。

(寶楽副委員長)

河内長野で長く事業をしてきて、迷惑な人扱いをされてきたという認識が自分の中にあります。今まで通りの事業をそのまま行ったら皆楽だと思いますが、それでは面白くないし、違う分野や違う事業と組み合わせていくことで新しい価値は生まれると思っています。

サキタハヂメさんがされている奥河内音絵巻も万博を通じて、次のフェーズに上がったと思いますが、本当に最初的时候、サキタさんが山を鳴らしたいといったときに森林組合さんの反応はどうだったのでしょうか。そういうところをコツコツ積み上げてきて、あそこまでいったのだと思います。この事業の影響を受けてラブリーホールの事業の在り方も変わってきたという面もありますので、「多様な主体の共創を促進するコーディネート体制の整備」という方針を河内長野市として推進し、コーディネーターは迷惑な人じゃないという風に10年後変わっていただきたいと思います。

これまでの10年間、コーディネーター事業については議論が行われてきませんでした。ですので、今後は、「これってコーディネートなのか」「情報発信というコーディネーションしました」など議論を交わし、それから次の政策が生まれてくるのではと思います。

(車谷委員長)

今コーディネーターの話となっていますが、文化振興の一番大事な根本的な部分も含まれているのではと思います。評価指標にコーディネーターの高まりという項目をどう表記して入れるかを考えていかなければなりません。

(飯田委員)

「私はコーディネーターです、コーディネートしてあげます」と思ってコーディネートしている人は多分いないのではと思います。気づいたらコーディネートしていたというのが多いのではと話を聞いていて思いました。事例を集めていただいたら、「あ、こんなこともできるんや」などヒントにもなると思いました。

(事務局)

事務局が提案させていただいた指標というのは、数字でカウントすべきだというご意向もありましたので、現在の時点で取れる数字を提案させていただいています。3月31日現在の市民満足度や4月1日現在の入館者数など。今の議論では、積み上げていくことが大事ということですので、例えば令和7年度の1年間にコーディネートした事例を委員の皆様・事務局・ラブリーホールからこの推進委員会に報告するような形で計画に盛り込むのはいかがでしょうか。

（寶楽副委員長）

今のラブリーホールの入場者数だけで進めてしまうと、ラブリーホールはおそらくコーディネートしているということを報告しないと思います。もちろん、入場者数が必要ないという意味ではなく、そこだけにフォーカスしてしまう可能性があります。文化振興計画の方針に基づいて、ラブリーホールも、市も報告をしてほしいです。市民がコーディネートしている事業も拾ってきちんと報告されるのであれば納得できます。

（事務局）

事務局で全てを網羅して調査をし、この委員会へ報告するというのは難しいと思っています。ですので、その時点で報告できるような事例をラブリーホール含めて集め、そして委員の皆様も1年間何か感じられたことを報告するような委員会にしてはどうかと思っています。

（車谷委員長）

事務局からは事例の積み上げを1つの指標としてはどうかと提案がありましたが、いかがでしょうか。

（寶楽副委員長）

評価体制の箇所に、方針1～4の実現のために評価や分析を行うといった文言を書くことで、今後議論が高まっていくと思います。

（事務局）

事務局としては、評価指標の4つ目にコーディネーター事例を入れる形でいかがでしょうか。

（寶楽副委員長）

賛成です。それにプラスして、継続的に議論をしていこうという意味で評価体制に文言を入れたいです。

（吉年委員）

前提としては大賛成ですが、一定の指標がないと事例さえも出せない、そして根幹の議論に至らないのではないのでしょうか。このような形で報告してくださいという一定の基準がいろいろあります。

（寶楽副委員長）

例えば毎年度3事例を検証し、この10年間で30事例を検証するなどはどうでしょうか。

(事務局)

それは指標の数字となってしまうのではないのでしょうか。

(宮地委員)

今はどれがどう当てはまるのか分からない状態ですので、まずはとりあえず事例を拾うというのが1番の目標で、それを一度やってみて、これが駄目だということであれば次の手を考えればいいと思います。

(車谷委員長)

きっちりとこういった数で、こういう基準でというのを考えないで、色んな事業を積み上げていこう、そして、その中で必要な数字等が出てくれば、それに基づき進めていこうという提案ですね。何もしないよりは積み上げていく方が進捗状況が分かるという意見でした。

(寶楽副委員長)

評価の分野とケーススタディの分野があるのですが、ケーススタディで方針2に基づくコーディネーションが効いた事例があったことを文化振興計画推進委員会に報告することは1つのアウトカム評価になると思います。

(事務局)

では、指標という数字ではなく、体制や文言の中に今までのご意見を掲載させていただきます。また、今後年に1回程度委員会を開催し、方針2の8つの項目に対して事務局側から事例の報告をさせていただきますので、そこで評価いただくのはいかがでしょうか。

(寶楽副委員長)

検討したが不明というのは無いようにしてください。報告に対してきちんと指摘できるようにしたいと思います。

(事務局)

コーディネート以外の指標はいかがでしょうか。

(宮地委員)

6つあったうちの3番と6番です。30代、40代の若い世代の参加率を指標に入れてほしいと思います。全体的な数を増やすというのはもちろんなのですが、現場の感覚としては、高齢者向けの事業を行うと参加者数は増えます。逆に一番難しい若い世代、子ども世代の参

加をどう増やしていくかということは非常に重要だと思いますので、ぜひ指標に入れたいです。

(事務局)

具体的にはどんな数字のことでしょうか。

(宮地委員)

単純でいいと思うのですが、ラブリーホールであればアンケートを取っていると思いますので、その世代の数だけでも拾えたら経年変化は見えると思います。

(事務局)

満足度調査のクロス集計であればあると思います。宮地委員は調査の分析ということでしょうか。

(宮地委員)

そうではなく、指標です。指標にラブリーホール入場者数が入っていますが、この中で、30代・40代の参加者も取れるのではないのでしょうか。

(事務局)

そういった数字が出せるかどうかは即答できかねます。本日最終となりますので、方向性として入場者数なり、満足度なりで年齢分析するという文言を入れる形でいかがでしょうか。ラブリーホールの入場者数に年齢の内訳はおそらく無いと思います。ただし、アンケート調査には年齢別がありますので、そちらを使うのは可能だと思いますが、確定したお返事はできないです。

(寶楽副委員長)

提案ですが、評価指標には若い世代の参加者数を入れるとして、今回の実数はクロス集計から取れると思いますので、そこから10年後の目標を設定します。今後10年間どう測るかは事務局が決めたらいいいのではないのでしょうか。

(事務局)

落としどころとして、宮地委員のご意見のとおり現役世代、子ども世代に対する指標を何かしら検討するという事でいかがでしょうか。今ご議論いただいたことは可能な限り文言の中に入れさせていただきます。そして毎年度、この推進委員会を開いて評価、検証を行っていきますので、その際にも本日の議論をフィードバックして話をできればと思います。

(車谷委員長)

課題として世代別の部分については、文言の中に落とし込んでいただくという形で委員の皆様ご了解いただけますでしょうか。

本日は本当に大事な部分が議論されたのではないかと考えています。中々解決できるような課題でもありませんが、これから積み上げながら考えていきましょう。

特に他にご意見がなければ今回の素案を委員会の提案書という形としたいと思いますが、ご了解いただけますでしょうか。

では、たくさんの課題がまだまだ残っていますし、今後どうしたらよいかという点については、進捗状況も含めて、議論を高めていければと思います。計画については、文言を少し加えていただくという条件でお願いいたします。本日の案件は以上となります。事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局)

今後、1月中に市長まで確認させていただき、2月には市議会の方へ報告させていただきます。その後、パブリックコメントで公共施設へ計画案を設置し、市民の皆様からご意見をいただきます。ご意見がありましたら、返答を公開する予定となっています。そして3月末には計画策定となります。

また、皆様2年任期で委嘱をさせていただいており、今回イレギュラーで2月21日が任期終了となっています。ただ、今後もこの推進委員会の中で計画の進行管理も行っていくと考えておりますので次期委員として4月1日より委嘱させていただければと考えています。令和8年4月1日より次期の文化振興計画推進委員会を続けていきたいと思っておりますので、ぜひ委員の皆様には再任の方向でお願いできればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(車谷委員長)

それでは、閉会とします。皆様ありがとうございました。

令和7年度第3回河内長野市文化振興計画推進委員会 次第

日 時：令和8年1月7日（水） 午後7時00分～

場 所：河内長野市役所 501会議室

1. 開 会

2. 案 件

第3期文化振興計画（案）について

3. その他

河内長野市文化振興計画推進委員会名簿

氏名	所属または肩書	運営規則2条分野
車谷 哲明	大阪芸術大学芸術学部 教授	(4)学識経験者
佐藤 有紀	大阪芸術大学芸術学部 准教授	(4)学識経験者
宮崎 優也	大阪アーツカウンシル 統括責任者	(4)学識経験者
宮地 泰史	ザ・フェニックスホール チーフマネージャー	(3)文化団体関係者
寶楽 陸寛	特定非営利活動法人SEIN 事務局長	(3)文化団体関係者
飯田 由美子	河内長野市文化連盟 理事	(3)文化団体関係者
おぐし みき	Yahoo!クリエイター 記者	(1)市民
吉年 海	株式会社吉デ 代表	(1)市民
尾花 由佳理	クレアミュージック河内長野 代表	(2)アーティスト
池内 宏明	小中学校校長会	(3)文化団体関係者

<委嘱期間:令和6年2月22日～令和8年2月21日>

河内長野市第3期文化振興計画

素案



※ラフ案です

令和8年1月

河内長野市

はじめに



河内長野市の文化を未来へ繋ぐ

市民の皆様、そして、日ごろ、文化活動にご尽力いただいている皆様に加え、本市の文化振興にご理解とご協力を賜っておりますすべての皆様に、心より感謝申し上げます。

さて、本市では、まちづくりの大切な柱の一つとして推進してきました「河内長野市第2期文化振興計画」が、令和7年度末をもって終了します。計画期間中、市民の皆様の熱意あふれる活動が、まちに彩りと活力を与えてくださったことに深く敬意を表します。

一方で、令和8年度から、本市の最上位計画である「河内長野市第6次総合計画」が新たにスタートします。その理念として「ふだんを生きる、じぶんが活きる。知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。」を掲げており、文化振興分野でもこれを推進してまいります。

そこで、市民、文化団体・アーティスト、企業・事業者、行政などが共に知恵を出し合い、総合計画の目指す「千年都市」を文化の面から支えるとともに、第2期計画の成果を総括のうえ、文化活動や文化のまちづくりを進めて行く際の見取り図として、「河内長野市第3期文化振興計画」を策定し、新たな一步を踏み出してまいりたいと考えております。

文化は、人々の創造性を育み、地域への愛着と誇りを育んでくれます。私は、この地に脈々と受け継がれる「文化」の力こそが、市民の「好き」という気持ちを深め、地域に活力を生み出す鍵であると確信しております。文化振興は、行政主導ではなく、地域社会のあらゆる主体が関わり合い、協働によって豊かに花開くものと信じております。

この計画は、私たちのまちの文化の更なる飛躍のため、市民の皆様の未来への想いを結集した「希望の書」です。

この計画に基づき、「河内長野市ならでは」の文化の灯を未来へと輝かせていきたいと強く願っておりますので、市民の皆様の温かいご理解と積極的なご参加、ご協力を心よりお願い申し上げ、あいさついたします。

令和7年12月

目 次

Chapter1 計画策定にあたって	1
1. 文化振興計画について	2
Chapter2 河内長野市の文化行政に関わる 現状と課題	5
1. 近年の文化行政の全国的な動向	6
2. 河内長野市の都市特性	9
3. 河内長野市における文化行政の取り組み	12
4. 河内長野市の文化に関する課題	17
Chapter 3 計画の基本的な考え方	19
1. 基本理念	20
2. 文化振興の目標	22
3. 施策の体系	23
Chapter 4 文化振興の方向性	25
方針 1. 市民が主役となる感動と創造の場づくり	26
方針 2. 人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり	27
方針 3. 人の循環を深め、心豊かになる環境づくり	28
方針 4. 感動と循環が生み出す魅力の発信	29
Chapter 5 計画の推進	31
1. 計画の推進体制	32
2. 計画の進行管理	34
Chapter 6 資料編	35
1. 市民アンケート調査結果	36
2. 文化振興に係る関係法令	43
3. 策定経過	50
4. 設置条例、運営規則	50
5. 河内長野市文化振興計画推進委員会名簿	52



Chapter1

計画策定にあたって

1. 文化振興計画について

1. 河内長野市での経過

河内長野市（以下、「本市」という。）では、平成 17 年度に「河内長野市文化振興計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定しました。第 1 期計画では、「わたしたちが創る＜文化のビオトープ＞協働でつくる誇れる河内長野」を基本理念とし、河内長野市立文化会館ラブリーホール（以下、「ラブリーホール」という。）では、文化活動の総合的な拠点として、独自の公演や市民参画型事業などさまざまな事業を展開し、市民交流センターキックスや公民館、コミュニティセンターでは、市民の交流と生涯学習の拠点として、市民の文化・学習・交流活動の促進に努めてきました。

続いて、平成 27 年度に、「河内長野市第 2 期文化振興計画」（以下、「第 2 期計画」という。）を策定しました。第 2 期計画では、「市民が文化を身近に感じ、いきいきと心豊かに暮らすまち～ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出～」を基本理念とし、「本物」の文化に触れることを核として、感動を循環させ、まち全体が活力にあふれる心豊かな環境になることをめざす取り組みを「河内長野型文化事業」と名づけ、推進してきました。

第 2 期計画策定以来、人口減少と少子高齢化の進行、情報通信技術の発展、働き方の変化やウェルビーイングへの関心の高まり、関係省庁の移転など、本市の文化行政を取り巻く環境は、大きく変化しています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、文化芸術活動の中止・規模縮小や学校における子どもの文化芸術活動の減少など、文化芸術分野に大きな影響を与えました。また、オンラインを活用した新たな表現・鑑賞手法が発達するなど、間接的な文化芸術体験が普及する一方で、「本物」に直接触れることのできる文化芸術体験の重要性を再認識することとなりました。

そのような中で、令和 7 年度で第 2 期計画の計画期間が終了することから、これまでの成果と市民の皆様の声をふまえ、このたび、「河内長野市第 3 期文化振興計画」（以下、「第 3 期計画」という。）を策定しました。

2. 計画策定の目的

第 3 期計画は、第 2 期計画において掲げた理念や取り組んできた事業を継承、発展させるとともに、多様な主体と行政との協働により、本市の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となり、市民の文化活動の発展と継続を図ることを目的に策定するものです。

3. 総合計画における位置づけ

総合計画とは、地方自治体における行政運営の最上位計画であり、自治体の将来目標や施策を示し、すべての住民や事業者、行政が行動するために共有する基本的な指針となるものです。

本市では、令和7年度までを計画期間とする「河内長野市第5次総合計画」に基づき、「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち河内長野」を将来都市像として、まちづくりを進めてきました。第2期計画では、この将来都市像の実現に向け、各分野を横断する政策の一つとして文化振興施策の展開を図ってきました。

令和8年度からを計画期間とする「河内長野市第6次総合計画」では、市民にとってよりわかりやすく、市の魅力が伝わるものにするとともに、一人でも多くの市民が計画を通して市の未来に「ワクワク」を感じるものとなるよう、基本構想に「ふだんを生きる、じぶんが生きる。知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。」を掲げており、市民が市を誇りに感じ、まちづくりを自分事と捉える計画を目指しているところです。

**ふだんを生きる、じぶんが生きる。
知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。**

そこで、第3期計画では、この理念をふまえ、特に「No.17 “推し”と出会えて、育てるうれしさ。」と整合を図りながら、一人ひとりが自分の“推し”と出会えて、ただ遠くから見守るだけではなく近くで応援できるような、ワクワクするつながりがまちにあふれています。

No.17 “推し”と出会えて、育てるうれしさ。

地域に息づく歴史や文化財、お祭り、よく行くお店や公園、河内長野を拠点にするスポーツチームやアーティスト、企業やボランティア団体……、一人ひとりが自分の“推し”と出会えて、ただ遠くから見守るだけではなく近くで応援できるような、ワクワクするつながりがまちにあふれています。

まちを離れてもふるさと納税で応援！

“推し”のチームの応援でスタジアムが連日満員。駅前で優勝パレードが行われている。

新しくできた企業で働く移住者が増えている。

「日月四季山水園屏風」は河内長野で見れるんだって！

市民一人ひとりに市内の“推し”ポイントがある。

未来に向けて行うこと

- ① 市民が文化芸術に主体的に参加する機会や、プロスポーツ等に触れる機会を充実させます。
- ② 文化・スポーツ団体への支援や連携促進を通じて、まちに関わり、それを誇りに思える人材を育てます。
- ③ 地元の魅力的な返礼品を通じて、ふるさと納税の寄附額を増やします。

(分野)
①②文化・スポーツの振興 ③ふるさと納税の推進

10年間の指標 | 市民の実感

- 多様な文化・スポーツ団体がある
- 文化芸術活動が盛んで誇らしい
- 自慢したい場所や応援したい活動・団体がある

4. 文化の範囲

国の「文化芸術振興基本法」は平成 29 年に「文化芸術基本法」へと改正・施行され、文化の範囲として、伝統芸能には「組踊」、生活文化に「食文化」が追記されました。

第 3 期計画の対象とする文化の範囲は、この「文化芸術基本法」で示される範囲の他、人と自然、文化財、まちなみなど本市の特色ある文化を育んできた環境や地域の資源、地場産業などの営みも文化として同様に扱うべきと考え、これらを含めたものを本市における文化の対象とします。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽、出版物及びレコード等
文化財	有形又は無形の文化財、その保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能、民俗芸能

5. 計画の期間

文化行政における取り組みは、他の行政分野の計画や施策と密接に関係するものであるため、「河内長野市第 6 次総合計画」との整合性を図り、第 3 期計画の期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。



Chapter2

河内長野市の文化行政に関わる 現状と課題

1. 近年の文化行政の全国的な動向

1. 第2期計画策定以降の主な法律の改正

平成 29 年
6 月

文化芸術基本法の施行

- 文化芸術の振興のための基本的な法律である「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」へ。
- 基本理念として年齢、障がいの有無または経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境を整備すること、文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野と有機的な連携を図ること、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性について定める。

平成 30 年
6 月

障害者文化芸術推進法の施行

- 文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。
- この法律に基づき、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、障がい者の文化芸術に関する鑑賞・創造の機会の拡大や作品発表の機会の確保等、基本方針や施策などが示されている。

令和 2 年
5 月

文化観光推進法の施行

- 文化・観光の振興、地域の活性化を図る上で、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であることから、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等が講じられることとなる。

令和 5 年
4 月

博物館法改正

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法に基づき、ことを定める。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加されるとともに、他の博物館等と連携すること、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことが努力義務となる。

2. 国の動向

国においては、文化芸術基本法の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」を策定しています。

①文化庁の京都移転の決定、機能強化の実施（平成28年3月、令和5年3月）

平成28年3月、政府関係機関移転基本方針において「文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転すること」と明記され、京都移転が決定しました。平成29年の文化芸術振興基本法の改正（文化芸術基本法の施行）などを踏まえ、文化庁の機能強化や組織改編が実施され、令和5年3月より京都の新庁舎において業務が開始されています。

②文化芸術推進基本計画（第2期）（計画期間：令和5年度～令和9年度）

国の文化芸術推進基本計画（第2期）は、第1期で掲げた4つの中長期目標を踏襲し、文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供、創造的で活力ある社会の形成、心豊かで多様性のある社会の形成、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成を行うことを掲げています。

また、4つの中長期目標の達成及び「文化芸術と経済の好循環」の実現に向けて、①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進、②文化資源の保存と活用の一層の促進、③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成、④多様性を尊重した文化芸術の振興、⑤文化芸術のグローバル展開の加速、⑥文化芸術を通じた地方創生の推進、⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進の7つの重点取組を推進することとしています。

③障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）（計画期間：令和5年度～令和9年度）

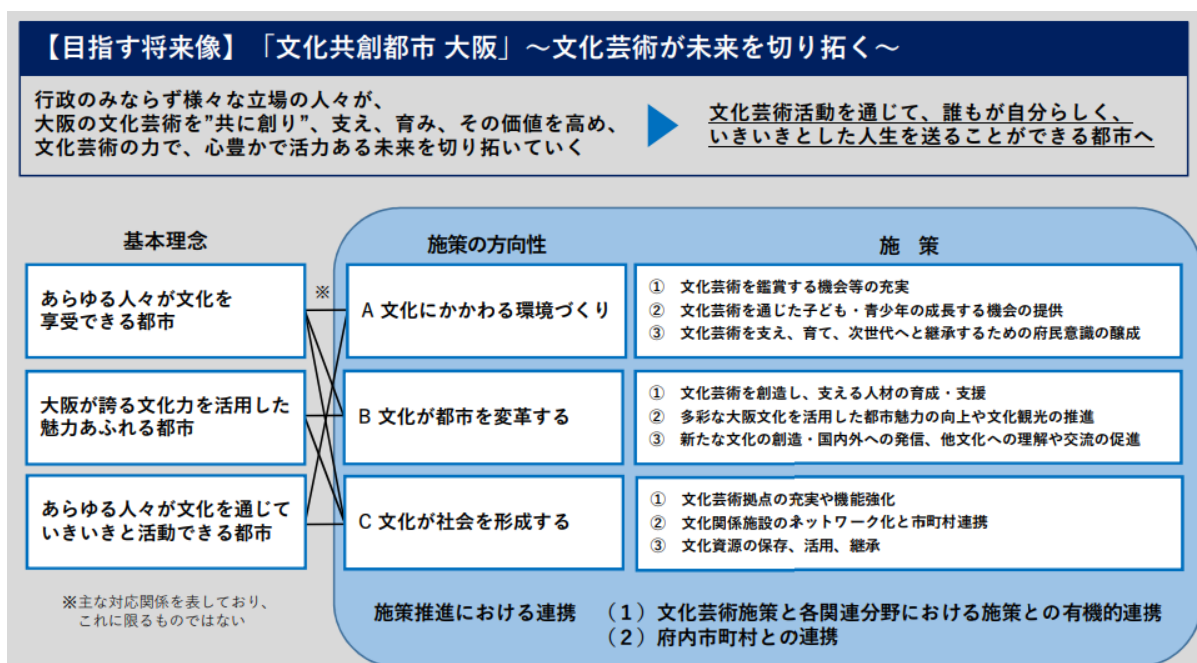
合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備に留意しつつ、障害者による文化芸術活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進める観点から、「障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開」「文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実」「地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築」の3つの目標と施策の方向性などを示しています。

3. 大阪府の動向

大阪府においては「大阪府文化振興条例」（平成 17 年 4 月施行）の制定により、府が文化振興に取り組む基本姿勢を明確にし、平成 18 年 3 月に同条例第 6 条に基づき「おおさか文化プラン（第 1 次大阪府文化振興計画）」を策定し、文化施策を進めてきました。現在は、「第 5 次大阪府文化振興計画」に従って文化の振興に関する施策を推進しています。

①「第 5 次大阪府文化振興計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

「『文化共創都市 大阪』～文化芸術が未来を切り拓く～」を将来像とし、これまでの計画における理念や方向性を継承しつつ、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた文化芸術活動に対し、今後も感染状況を踏まえながら、文化振興と感染対策の両立を図り、必要に応じて柔軟かつ迅速な施策の推進に積極的に取り組むことなどを定めました。



②日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催 （令和 7 年 4 月 13 日～10 月 13 日）

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、大阪夢洲で開催された大阪・関西万博は、持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献や日本の国家戦略 Society5.0 の実現に向けた取り組みを加速させる飛躍の機会として開催されました。世界中の国や地域が参加し、未来の社会やくらしを展示するとともに、先端技術やアイデアを共有し、持続可能な未来社会を共創することを目指しました。

2. 河内長野市の都市特性

1. 河内長野市の概要

本市は金剛山や岩湧山など豊かな自然環境とそれを生かした地場産業が形成されています。そんな中、価値ある歴史的・文化的資産が数多く残され、活発な文化活動が展開されています。

（１）地理的特性

本市は、大阪府の南東端に位置し、東は奈良県、南は和歌山県と接し、北を頂点とした三角形の市域を形づくっており、面積は大阪府内で３番目に広く、石川をはじめとする河川沿いに平野が開け、北に向かって河内平野に続いています。

大阪都心まで約 30 分、関西国際空港には約 1 時間でアクセスでき、泉州、和歌山、奈良方面への結節点として交通至便の地でありながら、金剛山や岩湧山などの山並みに囲まれ、森林が市域の約 7 割を占めています。市内に居ながら満喫できる大自然や、水源地としてのきれいな水と澄んだ空気は本市の最大の魅力であると言えます。

（２）歴史文化

古くは高野街道の宿場町として栄え、全国有数の国宝・重要文化財数を誇り、豊富な歴史的・文化的資源は、住む人はもちろん、来訪者をひきつける魅力の 1 つとなっています。また、地域の伝統文化である神楽、獅子舞などが継承されている他、活発な文化活動が展開されるなど、文化水準の高いまちとなっています。

（３）生活環境

南部の山間部や住宅団地周辺の丘陵部には緑豊かな景観が広がり、主要 3 駅（河内長野駅、千代田駅、三日市町駅）周辺や幹線道路沿道を中心に商業施設が立地するとともに、災害や犯罪が少なく、安全・安心で落ち着いた環境を有するなど、良好なベッドタウンとして発展してきました。一方で、近年では住宅団地を中心に急速な人口減少や高齢化が進んでいますが、地域まちづくり協議会などを通して市民活動の活性化を図り、地域主体のまちづくりを進めています。

（４）産業

可鍛鋳鉄・ステンレス・ベアリング・つまようじ・すだれなどの地場産業が形成されるとともに、近年は河内林業地で生産される良質な「おおさか河内材」のブランド化を通じて、農林業振興や需要拡大を図っています。

2. 人口動態

本市は、昭和 29 年 4 月 1 日に 1 町 5 村が合併し誕生しました。

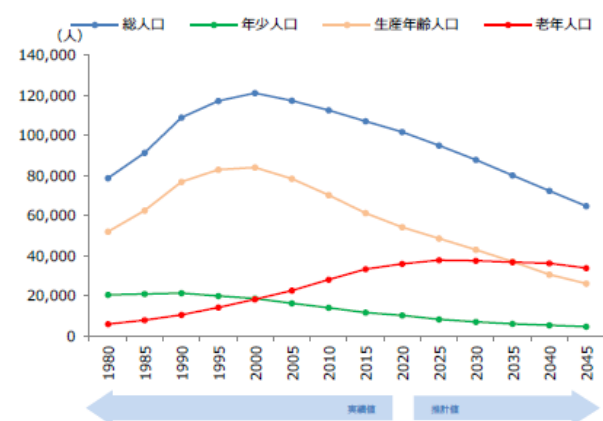
昭和 40 年代以降に進んだニュータウン開発により、人口は増加し、ピーク時の平成 12 年では、約 12 万 3,000 人となっていました。しかし、その後人口は減少を続け、令和 7 年 3 月末現在で 9 万 7,359 人となっています。年齢 3 区分別人口を見ると、全国同様、本市においても少子高齢化が進行しており、将来推計では、令和 17 年には生産年齢人口と老年人口がほぼ同数となり、年少人口は令和 2 年の約半数になると推計されています。

社会増減と自然増減を見ると、平成 18 年には 1,434 人の転出超過を記録しましたが、近年は社会減が縮小傾向にあり、死亡数が出生数を上回る自然減が人口減少の主な要因となっています。

若年層の流出による人口減少やそれに伴う高齢化は、地域の文化芸術の指導者や継承者などの文化芸術の担い手不足をもたらし、地域に根ざした文化芸術の衰退が懸念されます。また、人口減少は、文化芸術の担い手のみならず、文化芸術を享受する鑑賞者などの減少につながることも懸念されており、人口規模の縮小を踏まえた文化芸術振興が求められます。

河内長野市の人口の推移と将来推計(社人研)

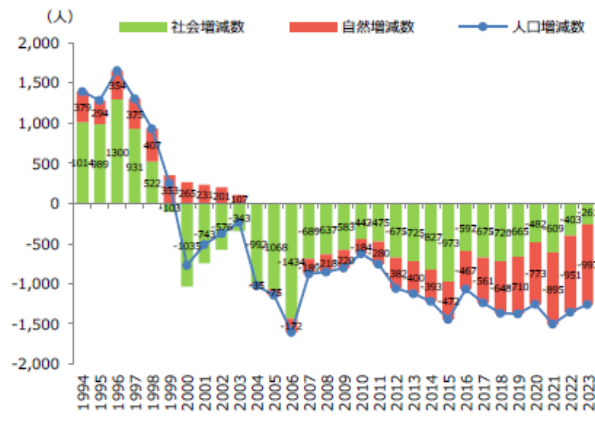
全国と同様に人口減少・少子高齢化が進行



- 総人口は2000年をピークに減少
- 高齢化が進行するが、高齢者の数そのものは頭打ちになる

社会増減と自然増減の推移

社会減少は縮小し、減少の主因は自然減に



- 1996年には1300人の転入超過を記録したが、2006年には1400人転出超過
- 近年は社会減少は縮小し、2023年は1999年以来的の少なさに。

資料：河内長野市第 6 次総合計画第 1 回審議会資料

3. 河内長野市の文化資源

本市には、由緒ある寺院や神社、岩湧山や寺ヶ池公園など、府内でも有数の豊かな名所・旧跡や自然資源があります。また、祭りや伝統芸能も市民の間で今なお受け継がれ、市民生活に息づいています。

■主要な文化資源

自然資源	岩湧山、滝畑四十八滝、寺ヶ池公園、滝畑ダム など
名所・旧跡	観心寺、金剛寺、延命寺、烏帽子形八幡神社、高野街道、里山集落 など
祭り・伝統芸能	西代神楽、日野地区獅子舞、加賀田神社のオコナイ、長野神社のタイマツタテ、八幡神社の勧請縄かけ、天野山金剛寺の正御影供百味飲食 など

参考 河内長野市の指定文化財件数一覧

類型	有形文化財		無形文化財	民俗文化財		記念物			伝統的建造物群	文化的景観	選定保存地域	合計
	建造物	美術工芸品		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物				
国指定・選定	18	67	0	0	0	3	0	0	0	0	-	88
府指定など	3	11	0	0	0	1	2	5	-	-	-	22
市指定	8	40	0	6	6	1	1	2	-	-	-	64
国登録	30	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	30
府登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0
市登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0
市選定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4
合計	59	118	0	6	6	5	3	7	0	0	4	208

令和7年12月1日現在

3. 河内長野市における文化行政の取り組み

1. 文化施設（ラブリーホール）の指定管理者を通じた事業展開

（1）河内長野市同規模自治体との比較

本市では、第2期計画に基づき、ラブリーホールを中核として、優れた文化芸術に親しむことのできる事業に取り組んでいます。コロナ禍を乗り越え、文化芸術活動は回復傾向にあります。

ラブリーホールの指定管理者である（公財）河内長野市文化振興財団が行う年間事業数は、令和6年度で85件（うちアウトリーチ事業は15件）、入場者数は、38,554人となっています。これは、同規模都市（10万人～30万人）の主催文化事業数と比較して、平均を大きく上回る年間事業数、入場者・参加者数となっています。

■設置団体別主催文化事業の実施状況

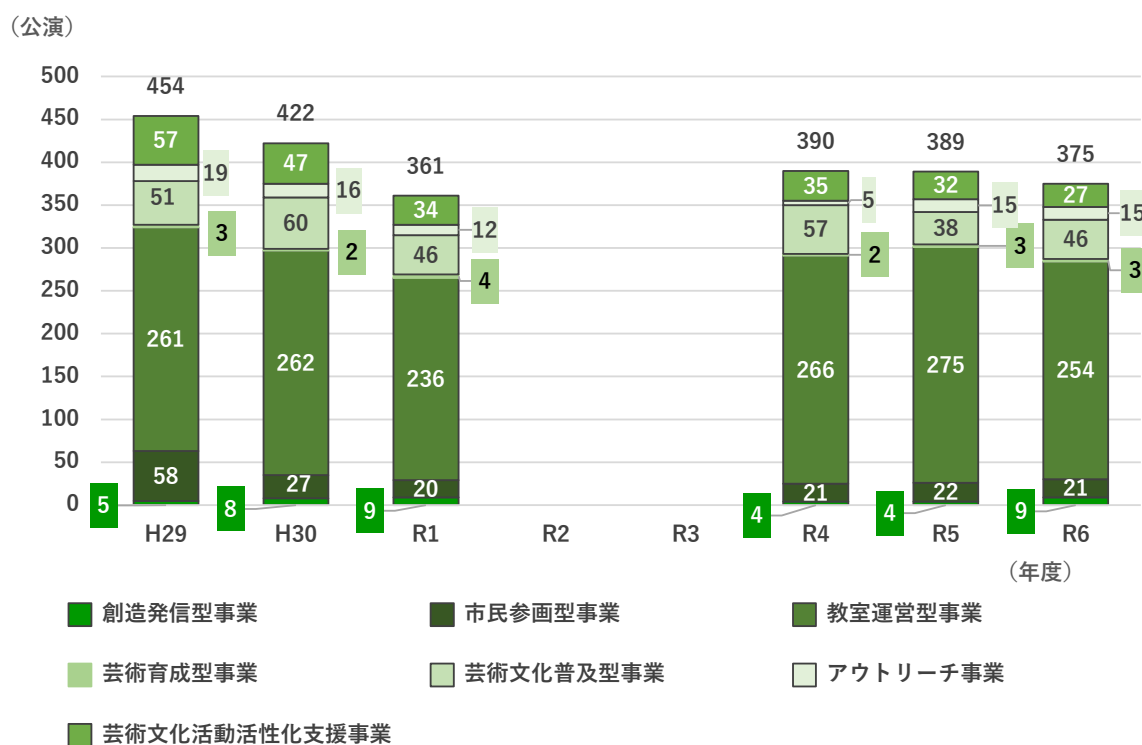
		年間事業数		年間入場者・参加者数	
		全体（施設）	平均（件）	全体（施設）	平均（人）
全体		794	14.07	734	11304.48
		100.0		100.0	
設置団体別	国	5	33.20	5	100404.80
		0.6		0.7	
	都道府県	66	18.74	60	24236.27
		8.3		8.2	
	政令指定都市	86	18.53	75	21189.09
		10.8		10.2	
	市・特別区 (30万人以上)	89	19.91	77	14799.43
		11.2		10.5	
	市・特別区 (10万人～30万人未満)	168	14.99	161	11126.93
		21.2		21.9	
	市・特別区 (10万人未満)	262	11.12	246	6199.07
		33.0		33.5	
	町村等	118	8.24	110	2692.24
		14.9		15.0	

資料：公益社団法人全国公立文化施設協会「令和6年度劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」

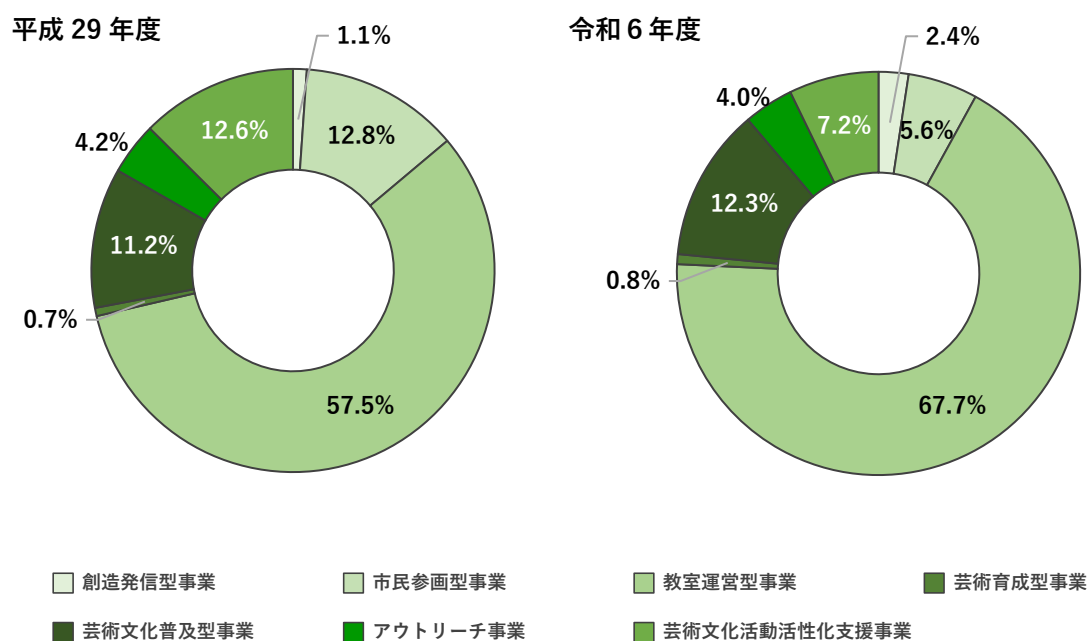
※「全体」とは「令和6年度 劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査」に回答した国、地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等の数。

(2) 事業実施状況

第2期計画期間の公演数をみると、平成29年度で454公演、令和6年度で375公演と減少傾向にあります。事業別公演数の構成比をみると、令和6年度は、教室運営型事業が約7割近くを占め、次いで芸術文化普及型事業が約1割となっています。なお、令和2年度～令和3年度はコロナ禍で比較に適さないため、不掲載としています。



資料：公益財団法人河内長野市文化振興財団「事業実施報告書」（平成29年度～令和6年度）



資料：公益財団法人河内長野市文化振興財団「事業実施報告書」（平成29年度、令和6年度）

事業ごとの入場者数についてみると、平成 29 年度以降、多くの事業で減少傾向となっていますが、芸術育成型事業については、令和元年度の 549 人を除いて 200～300 人台で推移しています。

■事業別入場者数

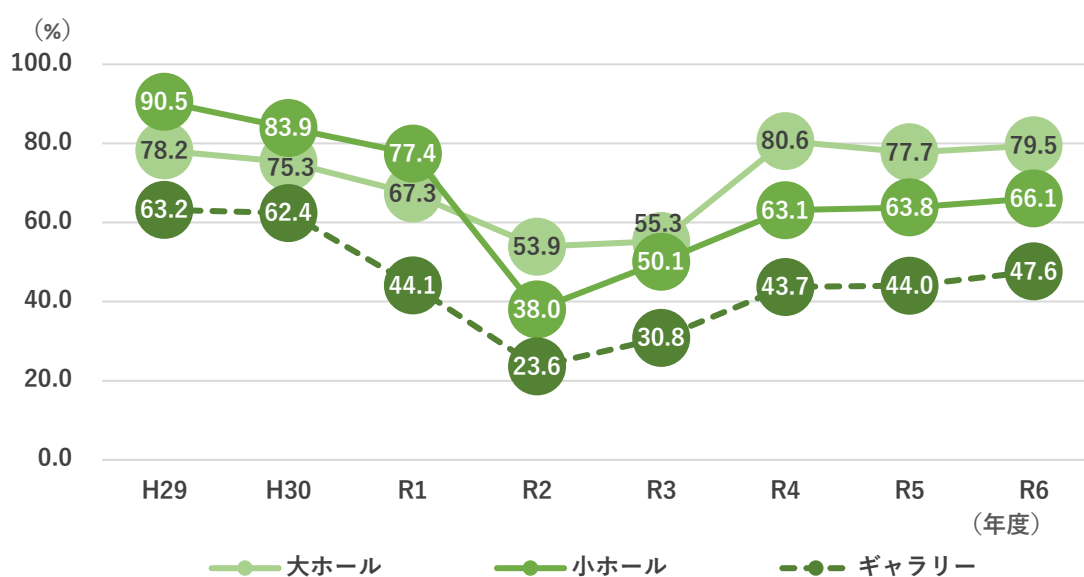
単位：人

分類	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
創造発信型事業	1,665	1,750	2,406	-	-	1,788	1,237	2,120
市民参画型事業	4,038	1,311	666	-	-	1,839	1,097	1,914
教室運営型事業	11,880	10,712	9,736	-	-	9,762	10,139	11,236
芸術育成型事業	379	320	549	-	-	282	377	383
芸術文化普及型事業	15,420	18,109	14,186	-	-	11,108	12,190	13,902
アウトリーチ事業	2,579	2,629	2,932	-	-	780	1,403	2,063
芸術文化活動 活性化支援事業	12,368	11,317	9,717	-	-	7,049	7,576	6,936
合計	48,329	46,148	40,192	-	-	32,608	34,019	38,554

資料：公益財団法人河内長野市文化振興財団「事業実施報告書」（平成 29 年度～令和 6 年度）

大ホール、小ホール、ギャラリーの施設利用状況についてみると、コロナ禍の令和 2 年度～令和 3 年度に減少した利用率は、徐々にコロナ禍以前の水準に回復しており、大ホールはコロナ禍を除いて、7 割以上の利用率を維持しています。

■施設利用状況（利用率）



資料：公益財団法人河内長野市文化振興財団「事業実施報告書」（平成 29 年度～令和 6 年度）

2. 第2期計画期間に実施した主な文化事業

子どもの頃から文化芸術に親しめる多様な機会を創出した他、若手芸術家の育成に取り組み、日本遺産認定をはじめ、文化を通じた広域連携、観光など他分野との連携が進みました。

(1) 市民が主役となる感動の場・創造の場づくり

ラブリーホールにおいて、「本物」の文化に触れられる機会を提供し、市民の文化的な環境への満足度の向上と文化活動の活性化を図りました。また、市民自ら実際に舞台に立つこと、または企画運営に参加することで、感動の場・創造の場づくりに取り組みました。

実施例

- ・世界民族音楽祭や奥河内音絵巻
- ・河内長野ラブリーホール合唱団演奏会
- ・ラブリーハロウィーン in かわちながの
- ・文化祭や公民館活動発表会
- ・青少年音楽フェスティバル



(2) 人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり

文化の担い手づくりに民間の活力を取り入れ、団体との連携や他分野との結びつきを強化しました。また、次代を担う地域の若手アーティストの育成に取り組みました。

実施例

- ・ミュージカルスクール
- ・のこぎり音楽教室、伝統音楽教室、フィドル教室
- ・新人演奏会
- ・かわちながのボランティア・市民活動センターにおける人材マッチング
- ・ロビーコンサートシリーズ、カフェ・コンチェルトシリーズ



(3) 人の循環を深め、心豊かになる環境づくり

教育・福祉・観光など、多様な分野での連携を強め、地域課題の解決や地域振興に、文化の力を活かしました。また、子どもの頃から文化芸術に触れる機会を提供するなど、文化活動を通じて、人々が心の豊かさを実感できる環境づくりに取り組みました。

実施例

- ・学校や福祉施設へのアウトリーチ事業
- ・夏休み子ども体験教室
- ・子どもたちが英語に親しむ機会の提供（えいご村）
- ・ふるさと学
- ・地産地消イベント（奥河内フルーツラリー等）



(4) 感動と循環が生み出す魅力の発信

「知るから参加へ」を促す情報発信や、市民が文化活動に参加するきっかけの多様化を図りました。また、観光など来訪者を対象にした情報発信の充実を図りました。

実施例

- ・ラプリーホール公式 SNS での情報発信
- ・リハーサルや事業制作段階でのタイムリーで細かな情報発信
- ・観光デジタルマップの作成
- ・にぎわいプラザの運営や河内長野駅前での空地活用
- ・市内の歴史遺産をテーマとした展示・文化財特別公開等
- ・市の郷土資料である古文書を題材にした講座
- ・市内外への魅力発信



4. 河内長野市の文化に関する課題

市民アンケート調査結果の内容を中心に、社会動向などを踏まえて第3期計画策定における主な課題を掲載します。調査結果の詳細は Chapter 6 資料編を参照。

課題1 日常の中で文化活動に親しめる環境づくりの変化

- 文化振興にあたり行政機関に求める役割は、「気軽に文化芸術に触れ合える機会の充実」が最も高く半数を占めていることもあり、無関心層や、時間的な制約から文化芸術に触れる機会がない人が文化芸術に興味を持つきっかけとして、街なかや地域の身近な場所で文化芸術を目にする機会をつくることが考えられます。

課題2 市民主体の文化芸術活動の促進と継承

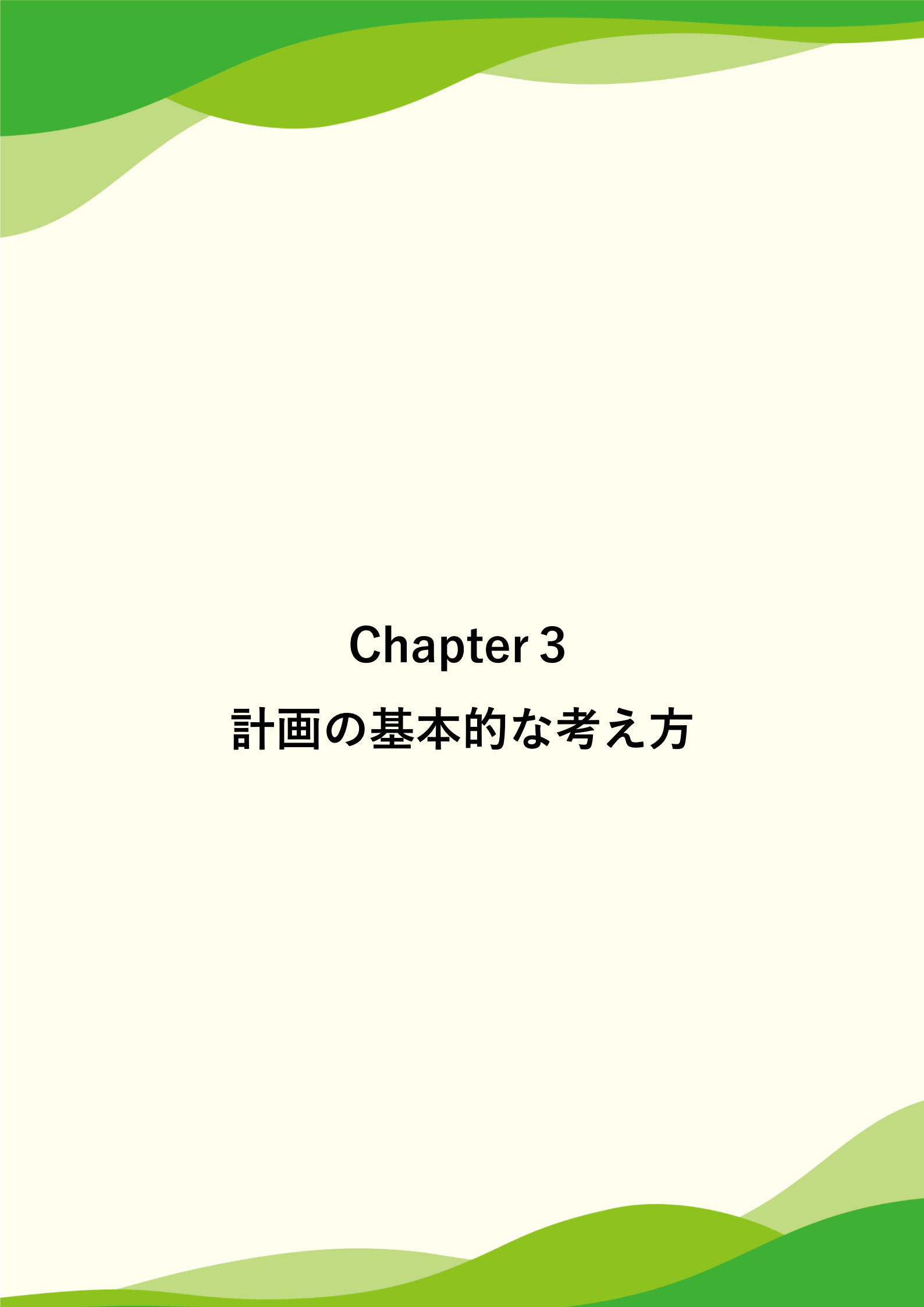
- 70歳未満は「活動する時間がとれない」が4～5割を占め、文化芸術に親しむ機会が減少している市民が少なくありません。また、障害者文化芸術推進法の施行をはじめ、文化的な背景や経済的な状況、障がいの有無や国籍などによらず、文化振興に親しむ機会が開かれ、あらゆる市民が創造の担い手となることが期待されています。市民が文化芸術に関心を持ち、親しむことができる機会や、創造・発表などの文化芸術にかかる活動に参加できる機会の充実が必要です。
- 市の文化事業は、平成28年度と令和6年度を比較すると認知度は向上していません。興味を持っていても、情報にアクセスできていない層がいる可能性もあることから、多様な広報手段で認知を得ることが必要です。

課題3 文化芸術と多様な分野の連携

- 地域のつながりの希薄化がまちづくりの課題となる中、文化活動を通して地域のコミュニケーションを促進することが重要です。
- 文化観光の推進や、大阪・関西万博の開催など社会的な背景もあり、「文化」と「観光」の連携に興味や関心を持つ意見が多く寄せられています。伝統文化や歴史的資源のみならず、自然や食、産業など本市の持つ観光資源を活用した文化発信により、河内長野市独自の文化に誇りを持つ市民を増やし、地域の活性につなげていくことが重要です。

課題4 子どもたちの文化芸術活動の拡充

- 文化振興を進めるにあたって、行政機関に求める役割は、「子どもが日常的に文化体験できる環境の整備」が2番目に高くなっています。また、文化事業に関する自由回答では、子育て世代や若者を対象とした取り組みに関するご意見が多く、市民の関心の高さがうかがえます。
- 幼い頃の文化芸術の経験は、おとなになっても創造的な活動をしたい、自分の子どもにも多様な文化経験をさせたいという思いにつながり、文化に親しむ市民を増やすことにつながります。幼児期から文化芸術に親しむことのできる環境をつくり、本市で育つ子どもたちの豊かな感性を養い、想像力やコミュニケーション能力を育てていくため、引き続きアウトリーチ事業や多様な体験機会の拡充を図ることが重要です。



Chapter 3

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、名所・旧跡や自然、祭り・伝統芸能などの地域資源が豊富にあり、それらを背景とした特徴的な文化事業やそれを担う人材などの基盤も充実しています。

一方で、全国と同様に人口減少・少子高齢化が進行し、人口の大幅な流出が続いた時期がありました。近年は社会減が縮小傾向にあり、人口のバランスが変わりはじめるターニングポイントを迎えています。

これらを踏まえ、第3期計画では、第2期計画で掲げた基本理念を継承し、豊かな地域資源、文化の担い手となる市民、文化芸術団体やNPO、文化と触れ合う場となる文化施設などの循環を高め、文化振興を図ることで、市民が心豊かに暮らすまちを目指します。

**背景に基本理念を表すメインビジュアルのイラストを
見開き（A4判1カット×2）で掲載します。**

市民が文化を身近に感じ、いきいきと心豊かに暮らすまち
～ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出～

2. 文化振興の目標

基本理念に基づき、「ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出」を実現するため、第2期計画では、「市民がつながり地域が輝く」及び「地域がつながりまちが輝く」の2つを目標として掲げ、市民のつながりが広がり、感動が循環し、活力があふれ、まち全体が魅力的に輝く姿を目指しました。

そこで、第3期計画では、第2期計画の目標を踏襲し、さらに成長させるとともに、新たに策定された「河内長野市第6次総合計画」の理念をふまえ、特に「No.17 “推し”と出会えて、育てるうれしさ。」との整合を図るという観点を加えて、以下の2つを目標に定めます。

目標1 文化を市民の誇りに

第1の目標は、文化を通じた市民のシビックプライドの醸成を図ることです。文化振興の主役である市民ひとり一人が文化に親しみ、“推し”と出会える場を作ります。文化を身近に感じ、感動を循環させることで、より心豊かに生活できるようにします。そして、市民が自分の暮らすまちに誇りを持って語れるようにします。

目標2 文化をまちのにぎわいに

第2の目標は、文化をまちのにぎわいへつなげることです。福祉、教育、観光産業、地域経済といった様々な場面に文化が貢献し、市民の文化活動がまちの原動力となることで、まち全体に活力があふれ、ワクワクするつながりがあふれるまちの実現を目指します。

【資料】河内長野市第6次総合計画基本構想（一部抜粋）

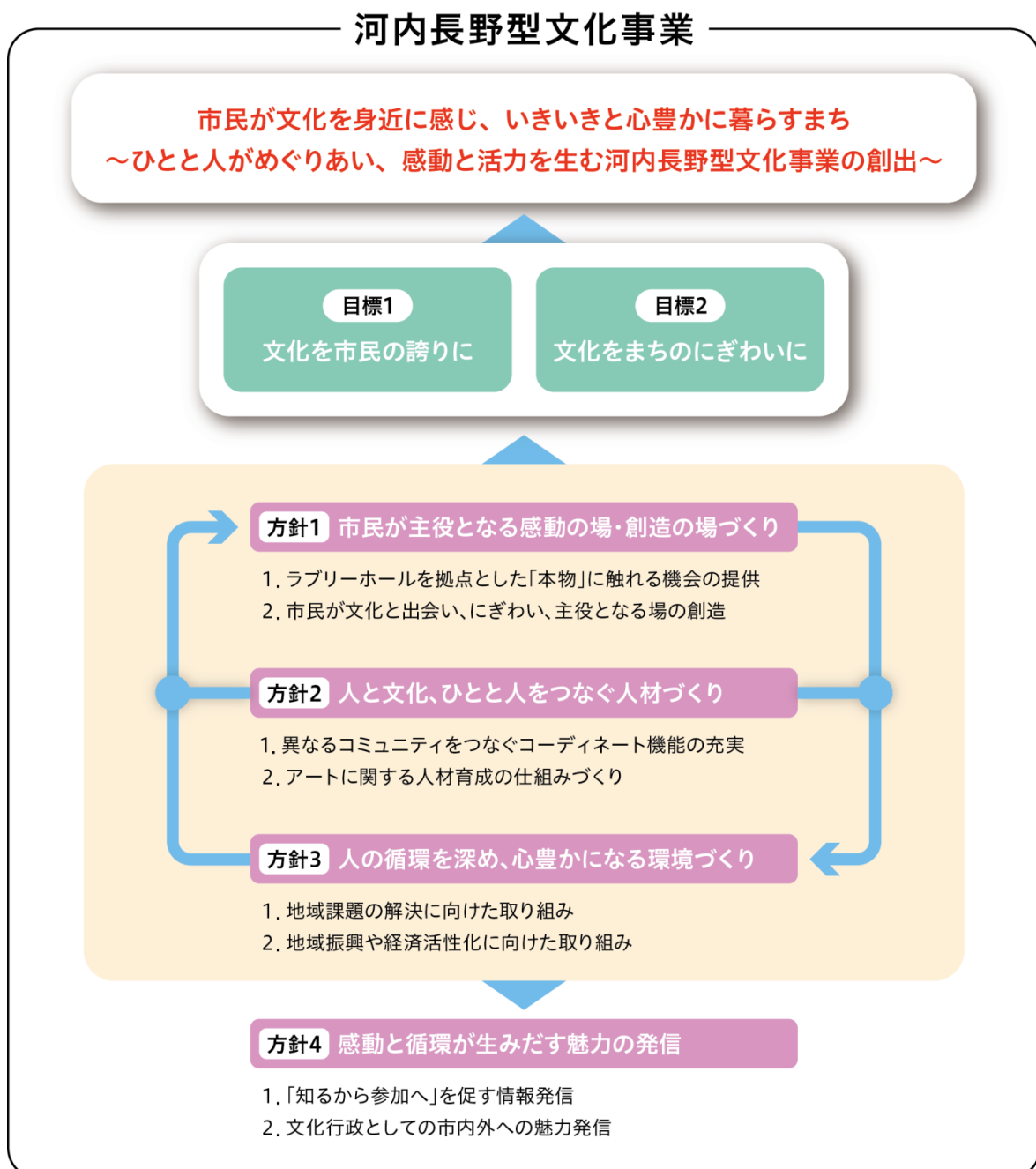
“推し”と出会えて、育てるうれしさ。

地域に息づく歴史や文化財、お祭り、よく行くお店や公園、河内長野を拠点にするスポーツチームやアーティスト、企業やボランティア団体……、一人ひとりが自分の“推し”と出会えて、ただ遠くから見守るだけでなく近くで応援できるような、ワクワクするつながりがまちにあふれています。

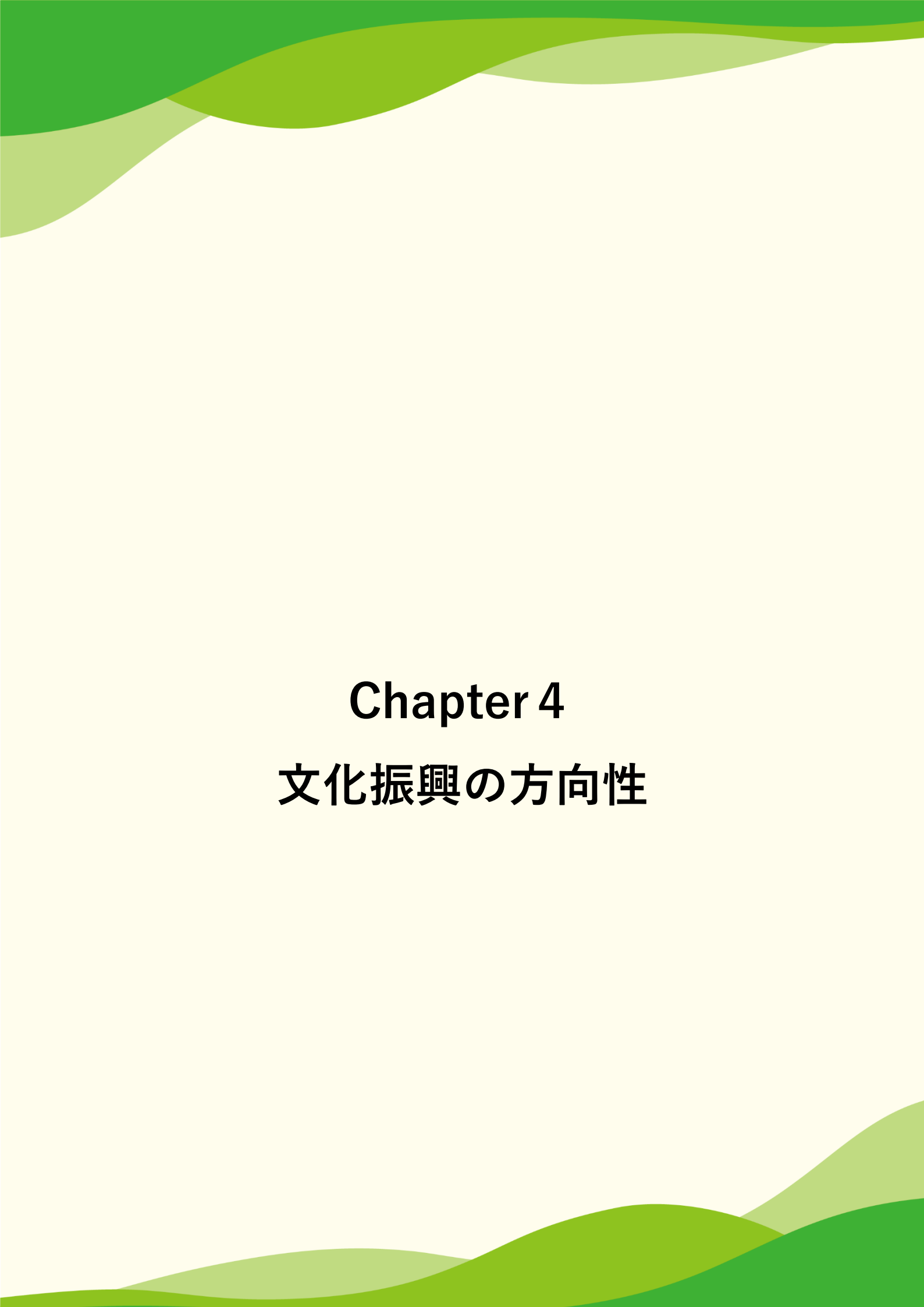
3. 施策の体系

第2期計画から引き継いだ基本理念と2つの目標をふまえ、以下の4つの方針及び施策の体系を定めるとともに、それぞれを関係させた「河内長野型文化事業」に取り組みます。

- 方針① 市民が主役となる感動と創造の場づくり
- 方針② 人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり
- 方針③ 人の循環を深め、心豊かになる環境づくり
- 方針④ 感動と循環が生みだす魅力の発信







Chapter 4

文化振興の方向性

方針 1. 市民が主役となる感動と創造の場づくり

文化振興の拠点であるラブリーホールで、創造性豊かな文化に触れる機会を提供することにより、市民の文化的な環境への満足度の向上とシビックプライドの醸成を図ります。

また、変化する社会ニーズや多世代に対応した感動と創造の場づくりに取り組み、市民が主体的に文化活動に参加し、楽しみながら、創造的な力を発揮することを促します。

1. ラブリーホールを拠点とした創造性豊かな文化に触れる機会の提供

- ①優れた舞台芸術作品を創造し発信する文化事業の実施
- ②多彩な芸術に出会える鑑賞機会の提供
- ③学校・福祉施設等へ出向き演奏を行うアウトリーチの実施

2. 市民が文化と出会い、にぎわい、主役となる場の創造

- ①市民が参画し主役となって創造する文化事業の実施
- ②ラブリーホールの機能・サービスの充実による多くの人に利用される館づくり
- ③多様な文化芸術体験ができる講座や教室等の実施
- ④学習成果を披露する場としての文化祭や公民館活動発表会の実施
- ⑤青少年が企画・出演する音楽フェスティバル

方針2. 人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり

文化振興の担い手は、地域社会の文化的発展を支えるだけでなく、広く社会全体における理解と共生を促進するための礎となります。そこで、次世代の担い手づくりに加えて、人と文化、ひとと人をつなぐコーディネーターが果たす役割が重要となります。

文化振興のコーディネーターは、異なる分野（福祉、教育、観光産業、地域経済など）のほかに多様なバックグラウンドを持つ人々の連携を深め、共創することにより、新しい価値を生み出し、文化活動の醸成を図ります。

1. 多様な主体の共創を促進するコーディネート体制の整備

- ①行政内部、市内施設の連携を促進するコーディネーター機能の充実
- ②文化に関わる人材・団体の交流促進や連携、専門技術や知識の活用
- ③市民団体やアーティスト等の多様な人材をつなげるプラットフォームづくり
- ④文化事業に対する助成金や寄附金の獲得

2. アートに関する人材育成の仕組みづくり

- ①異なる分野をつなぐコーディネーターやアートプロデューサーの育成
- ②地域の芸術家を発掘し育成する取り組み
- ③アートに関する人材育成につながる講座や教室等の実施
- ④文化活動で顕著な成果を収めた人や団体に対する表彰

方針 3. 人の循環を深め、心豊かになる環境づくり

文化振興以外の分野（福祉、教育、観光産業、地域経済など）の推進や地域課題の解決に、文化振興が果たす役割は大きいといえます。

そこで、自然環境や歴史的資源を文化活動の場として活用で、地域ににぎわいを生み、まちの持続可能な発展につなげます。また、市民の文化活動を地域社会に活かし、まち全体に活力があふれ、ワクワクするつながりがあふれるまちの実現を目指します。

1. 地域課題の解決に向けた取り組み

- ①子どもたちが文化芸術に触れ、豊かな心を育む機会の充実
- ②地域の状況や市民ニーズの変化を把握するフィールドワーク等の実施
- ③地域や社会の課題解決に向けて文化事業を活用する取り組み
- ④国際交流機関と連携し多文化共生に対応した文化事業の実施

2. 地域振興や経済活性化に向けた取り組み

- ①地域住民と結びつき地域ににぎわいを生む文化事業の実施
- ②まちのブランディングや移住定住促進と連携した文化事業の実施
- ③寺社・史跡・埋蔵文化財・街道等を活かした文化事業の実施
- ④地場産業の付加価値を高める取り組み
- ⑤文化資源の魅力を向上し、それらを観光資源として活用する取り組み

方針４．感動と循環が生みだす魅力の発信

市内に息づく歴史・自然・芸術・人の営みが相互につながり合い、そこから生まれる共感や感動を市内外へ効果的により広く届けることが重要です。そこで、ターゲットに応じたアプローチの方法を工夫し、デジタル等の多様な媒体の活用やストーリー性のある情報発信に取り組めます。

1. 「知るから参加へ」を促す情報発信

- ①動画ＳＮＳやプレスリリースなど多様な情報発信ツールの活用
- ②ファンやリピーターと協働した口コミの促進
- ③恒常的な発表の場づくり
- ④多様な主体が参加する共創参加型の場づくり

2. 文化行政としての市内外への魅力発信

- ①文化活動やラブリーホールの魅力を紹介する情報発信
- ②長期で実施している特色のある事業の継続性のある情報発信
- ③地域の伝統文化の魅力発信
- ④まちのブランディングや移住定住促進と連携した魅力発信
- ⑤文化の視点を活かした歴史資源・自然環境・地場産業の魅力発信





Chapter 5

計画の推進

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市民、アーティスト・文化芸術団体、企業、行政などの多様な主体が連携を図り、市の文化芸術を振興します。

①市民

文化を創造し、推進していく主役は、市民です。市民一人ひとりが文化芸術活動に積極的に触れ、さらに主体的に参加することにより、本市の文化が発展します。

②アーティスト、文化芸術団体等

文化芸術活動の担い手となるアーティスト、また河内長野市文化連盟をはじめとする文化芸術団体やアートNPO等は、地域の団体や企業とも連携し、地域から多様な文化芸術を創造します。

③文化担当課

本市の上位計画である総合計画等との整合を図りながら、教育、福祉、地域づくり、産業など様々な関係施策を含めて、市民、NPOや企業などの多様な主体との連携や協働を推進するとともに、市内の様々な文化芸術活動を支え、親しむ環境を整えます。

④文化会館（ラブリーホール）指定管理者

文化会館（ラブリーホール）の指定管理者は、文化振興に関する専門性や継続性を活かし、文化事業の企画や文化活動への支援などを通して、多様な主体と協働し、文化会館そのものにぎわいを生み出すとともに、まち全体にワクワクするつながりや活力を与えます。

⑤社会教育施設（公民館、図書館、ふるさと歴史学習館等）

社会教育法に定める図書館、博物館、公民館等の社会教育施設は、家庭や学校以外で、子どもから高齢者まで多世代が学び、楽しみ、交流する場として、関係機関とのネットワークの構築、人材育成等の役割を担います。

⑥企業

地域社会を構成する一員として、文化芸術活動への支援や、文化資源を活用した取り組みなど協力できる分野において地域の活性化に貢献します。

⑦地域づくりを担う多様なNPO等の市民団体

福祉分野をはじめ地域づくりを行う多数の市民活動団体等は、文化芸術活動を担うアーティストや文化芸術団体等からの呼びかけや交流を通じて、様々な分野におけるまちづくりに、協働で取り組みます。

⑧文化担当課以外の部署

教育、福祉、地域づくり、産業等の文化芸術分野と連携できる関係課は、本市の上位計画である総合計画等との整合を図りながら、文化芸術を活かしたまちづくりや地域課題の解決、地域の活性化に取り組みます。

2. 計画の進行管理

(1) 施策の評価及び検証

第2期計画の理念及び方針を引き継ぐことから、これまでと同様に、各施策の進捗状況、評価指標の達成状況、担当課や連携組織の所感などを毎年度調査し、評価及び検証を行います。

また、今後の社会情勢や地域課題の変化もふまえ、評価及び検証の際には、各施策の見直しを検討します。なお、計画全体については、計画期間終了時に評価を行います。

(2) 評価体制

評価及び検証については、より効果的且つ効率的に施策展開を図るため、学識経験者や文化芸術活動に携わる市民等から組織される「河内長野市文化振興計画推進委員会」に、総合的な評価や意見を求めます。

なお、「河内長野市文化振興計画推進委員会」は、文化芸術への支援にあたって、地域社会への効果や公益性を考慮し、市民や文化芸術団体と一定の距離（アームズ・レングス）を保つことで、文化芸術の自律性や創造性を確保します。

(3) 評価指標

計画の進捗状況を把握するために、評価指標を設定します。

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和17年度
ラブリーホール入場者数	120,701人	140,000人
文化振興事業のべ参加者数	38,554人	45,000人
文化芸術活動の満足度		



Chapter 6

資料編

1. 市民アンケート調査結果

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「河内長野市第3期文化振興計画」の策定のための基礎調査としてこれからの本市の文化芸術の振興に向け、市民の皆様の意見や考えを反映させ、取り組みのさらなる充実を図ることを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象者		
満16歳以上の市民2,000人を無作為に抽出		
調査期間		
令和6年12月19日（木）～令和7年1月15日（水）		
調査方法		
郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWEBフォームからの本人回答方式		
配付数	回収数	回収率
2,000件	郵送：306件 WEB回答：134件 計：440件	22.0%

(3) 調査結果の見方

- 主な調査結果を抜粋して掲載しています。
- 回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- 前回調査との比較については、有意な差が見られない結果（おおむね8ポイント以下）や、選択肢等を大きく変更し、比較が困難な結果については、掲載を省略しています。

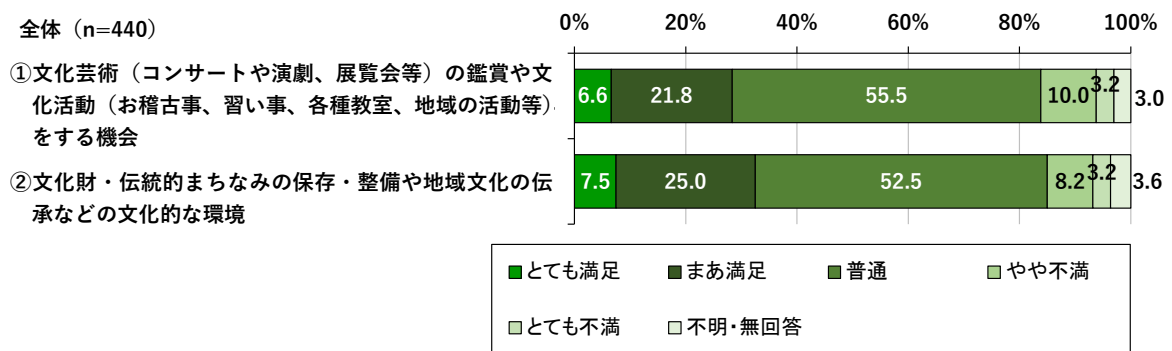
2. 調査結果

①市の文化的な環境への満足度

河内長野市全体の文化的な環境の満足度についてみると、①文化芸術の鑑賞や文化活動をする機会では、「普通」が55.5%、『満足（「とても満足」「まあ満足」の計）』が28.4%、『不満（「やや不満」「とても不満」の計）』が13.2%となっています。

②文化財・伝統的まちなみの保存・整備や地域文化の伝承などの文化的な環境では、「普通」が52.5%、『満足』が32.5%となっています。『不満』が11.4%となっています。

②文化財・伝統的まちなみの保存・整備や地域文化の伝承などの文化的な環境について、年代別にみると、〔16～29歳〕では『満足』が46.9%と、他の年代と比較して高くなっています。



■【②文化財・伝統的まちなみの保存・整備や地域文化の伝承などの文化的な環境】年代別

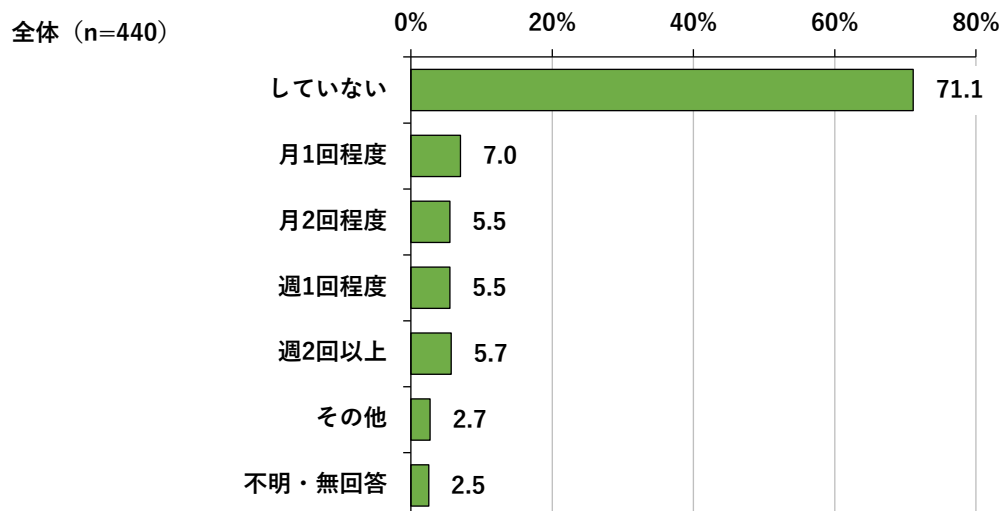
（単位：％）

	満 と 足 も	満 ま 足 あ	普 通	不 や 満 や	不 と 満 も	回 不 答 明 ・ 無
全体（n=440）	7.5	25.0	52.5	8.2	3.2	3.6
16～29歳（n=96）	21.9	25.0	41.7	6.3	3.1	2.1
30～49歳（n=90）	4.4	23.3	60.0	8.9	2.2	1.1
50～69歳（n=117）	1.7	23.9	56.4	9.4	6.0	2.6
70歳以上（n=128）	3.9	28.1	50.8	8.6	1.6	7.0

②文化活動への参加について

文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）への参加状況についてみると、「していない」が71.1%と最も高く、次いで「月1回程度」が7.0%、「週2回以上」が5.7%となっています。

年代別にみると、〔70歳以上〕では、『月に1回以上』が39.8%と、その他の年代と比較して高くなっています。



■年代別

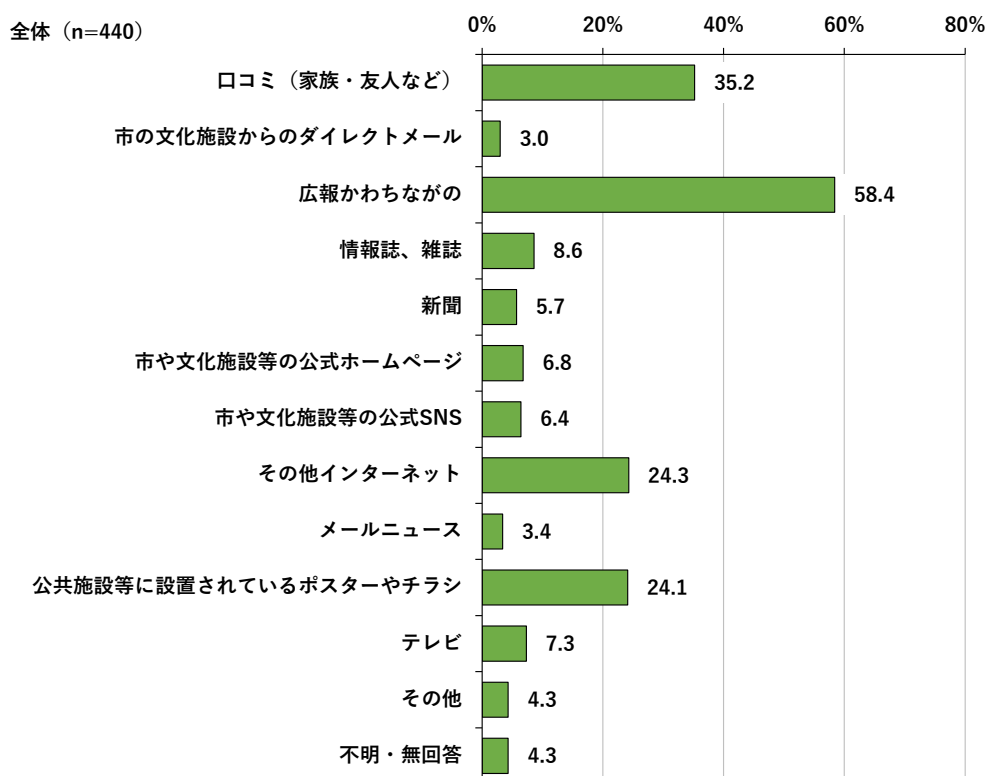
(単位：%)

	していない	月に1回以上	その他	不明・無回答
全体 (n=440)	71.1	23.7	2.7	2.5
16～29歳 (n=96)	80.2	13.5	5.2	1.0
30～49歳 (n=90)	82.2	16.6	0.0	1.1
50～69歳 (n=117)	78.6	18.8	1.7	0.9
70歳以上 (n=128)	52.3	39.8	3.9	3.9
不明・無回答 (n=9)	33.3	33.3	0.0	33.3

③文化に関する情報の入手方法について

公演や展覧会、お稽古ごとやイベント等の情報入手方法についてみると、「広報かわちながの」が58.4%と最も高く、次いで「口コミ（家族・友人など）」が35.2%、「その他インターネット」が24.3%となっています。

年代別にみると、〔16～29 歳〕では、「口コミ（家族・友人など）」、その他の年代では、「広報かわちながの」が最も高くなっています。



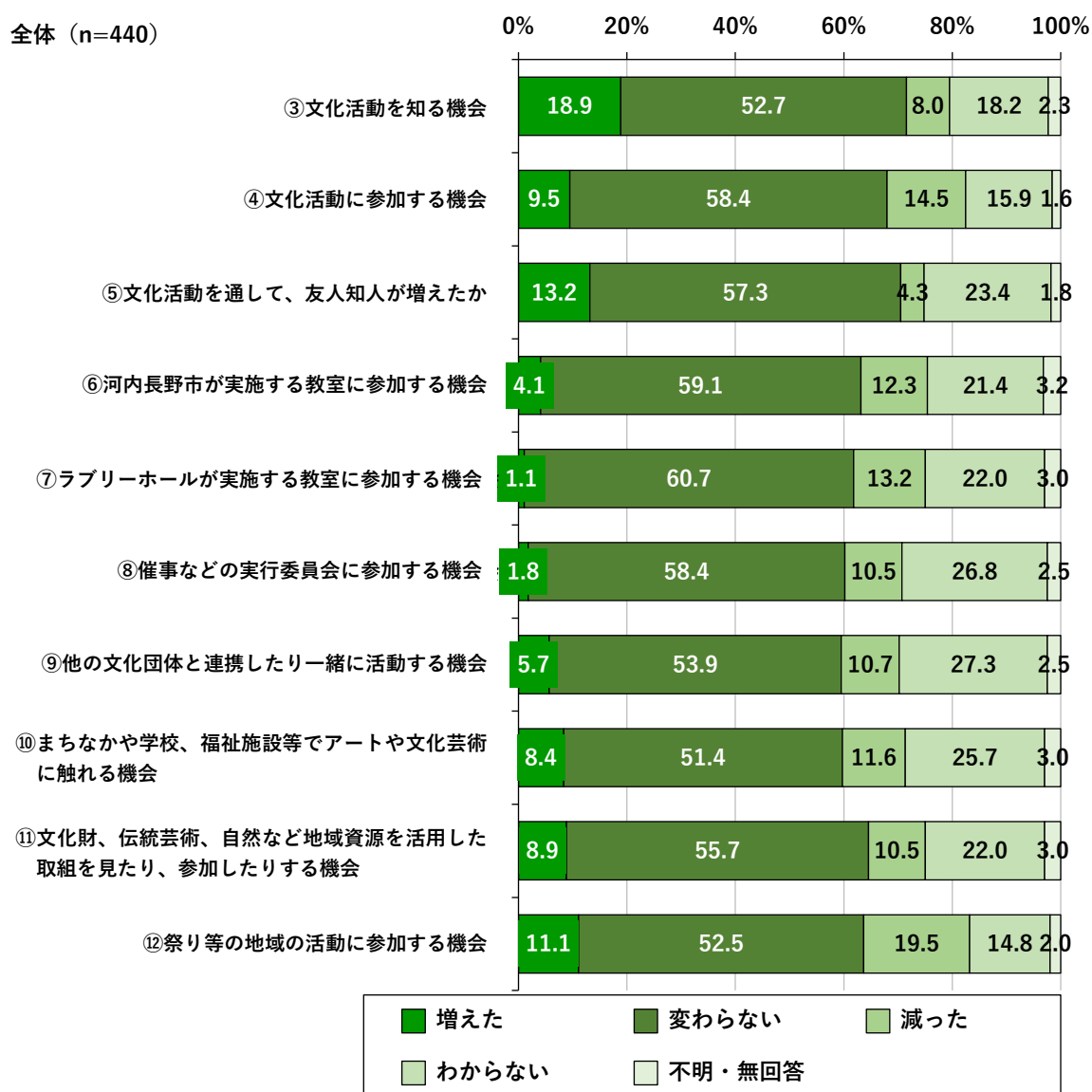
■年代別

(単位：%)

	口コミ (家族・友人など)	市の文化施設からのダイレクトメール	広報かわちながの	情報誌、雑誌	新聞	市や文化施設等の公式ホームページ	市や文化施設等の公式SNS	その他インターネット	メールニュース	公共施設等に設置されているポスターやチラシ	テレビ	その他	不明・無回答
全体 (n=440)	35.2	3.0	58.4	8.6	5.7	6.8	6.4	24.3	3.4	24.1	7.3	4.3	4.3
16～29歳 (n=96)	39.6	4.2	28.1	10.4	2.1	3.1	9.4	29.2	3.1	26.0	5.2	10.4	4.2
30～49歳 (n=90)	30.0	3.3	57.8	8.9	1.1	5.6	8.9	34.4	0.0	23.3	8.9	4.4	3.3
50～69歳 (n=117)	31.6	1.7	70.1	10.3	6.0	6.8	6.8	31.6	7.7	21.4	7.7	2.6	0.9
70歳以上 (n=128)	39.8	3.1	71.9	5.5	10.2	10.9	2.3	8.6	2.3	26.6	7.0	0.8	6.3

④10 年間で文化活動に関する環境の変化

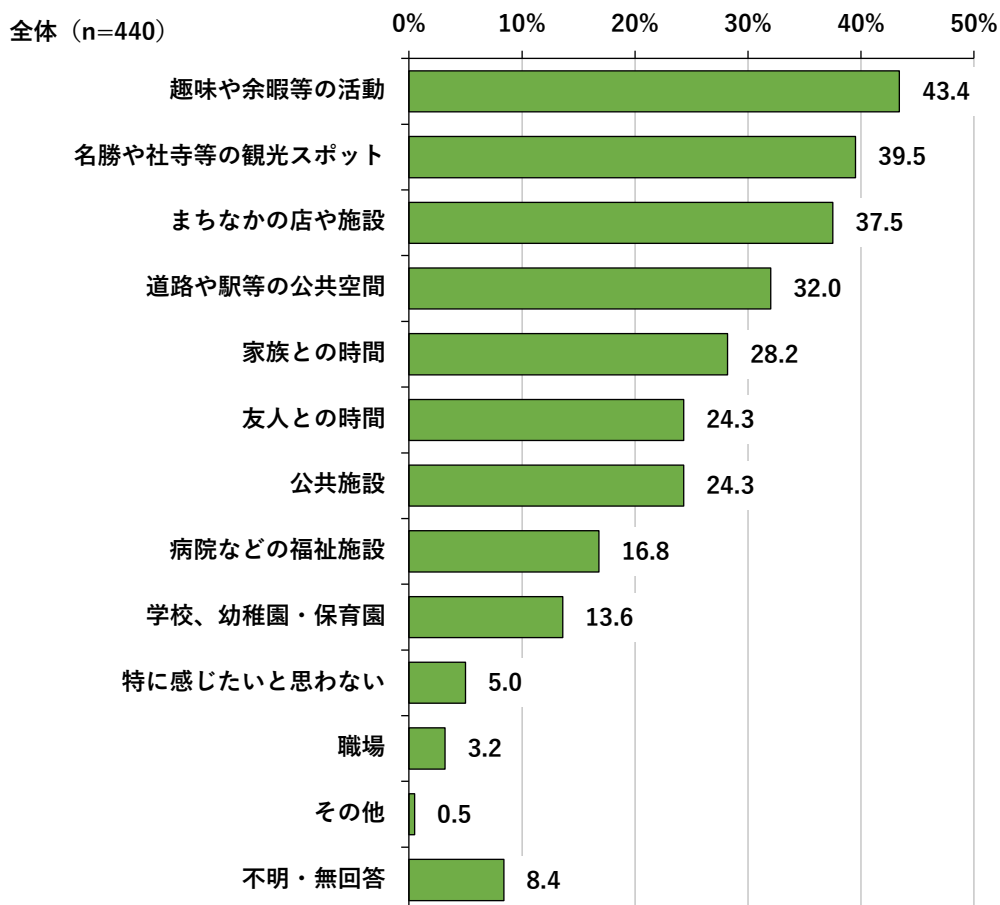
この10年間であなたの文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）に関する環境の変化についてみると、③～⑬の項目いずれも、「変わらない」が最も高く、5～6割程度となっています。③文化活動を知る機会では、「増えた」が18.9%となっており、他の項目に比べ高くなっています。⑫祭り等の地域の活動に参加する機会では、「減った」が19.5%となっており、他の項目に比べ高くなっています。



⑤10年後自身の生活及び市のまちづくりの中での文化との関わりについて

生活の中で、「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思う場面についてみると、「趣味や余暇等の活動」が43.4%と最も高く、次いで「名勝や社寺等の観光スポット」が39.5%、「まちなかの店や施設」が37.5%となっています。

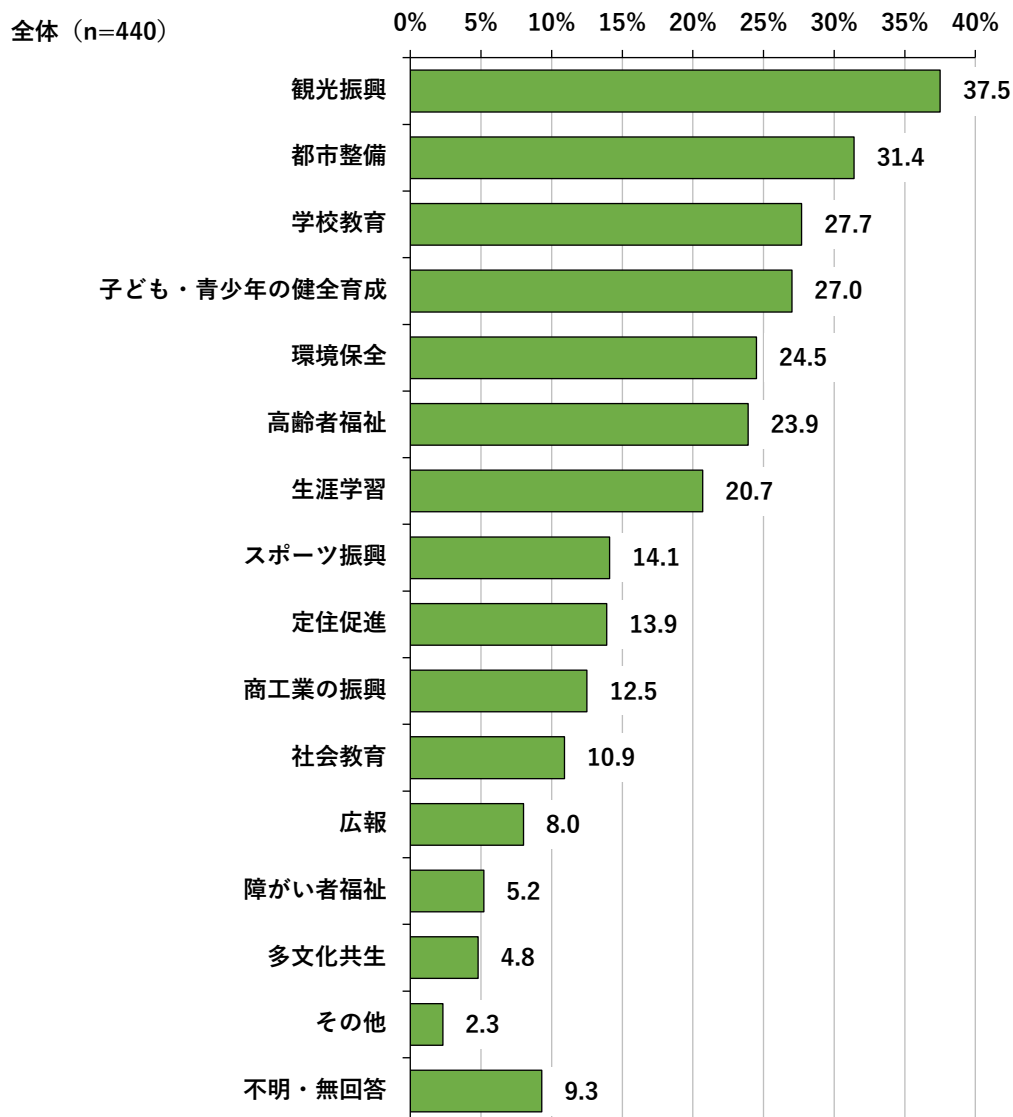
【第1位～第3位合算】



⑥市のまちづくりの中で文化との結びつきが強くなればよいと思う分野

今後、河内長野市のまちづくりにおいて、「文化」との結びつきが強くなればよいと思う分野についてみると、「観光振興」が37.5%と最も高く、次いで「都市整備」が31.4%、「学校教育」が27.7%となっています。

【第1位～第3位合算】



2. 文化振興に係る関係法令

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）

改正 平成二十九年六月二十三日

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条―第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）

の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができようような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができ

るとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技

能の継承への支援，芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は，雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため，伝統芸能の公演，これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は，講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため，これらの芸能の公演，これに用いられた物品の保存等への支援，これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は，生活文化（茶道，華道，書道，食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに，国民娯楽（囲碁，将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため，これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化財等の保存及び活用

第十三条 国は，有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため，文化財等に関し，修復，防災対策，公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は，各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため，各地域における文化芸術の公演，展示，芸術祭等への支援，地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は，文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより，我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため，文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加，海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示，公開その他の普及への支援，海外の文化遺産の修復に関する協力，海外における著作権に関する制度の整備に関する協力，文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は，前項の施策を講ずるに当たっては，我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は，文化芸術に関する創造的活動を行う者，伝統芸能の伝承者，文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者，文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者，文化芸術活動に関する技術者，文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため，国内外における研修，教育訓練等の人材育成への支援，研修成果の発表の機会の確保，文化芸術に関する作品の流通の促進，芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. 策定経過

年月日	内容
令和6年11月6日	・第2期文化振興計画の進捗状況について ・第3期文化振興計画策定に係る市民アンケートについて
令和7年3月25日	・第3期文化振興計画策定に係る市民アンケートの結果について ・河内長野市文化振興財団における事業実績報告（令和7年2月末まで）及び第2期文化振興計画に対する財団から見た課題
令和7年8月26日	・第2期文化振興計画の進捗状況について ・第3期文化振興計画の素案について
令和7年12月4日	・第3期文化振興計画（案）について
令和8年1月7日	

4. 運営規則

河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則

令和7年3月31日

規則第32号

（趣旨）

第1条 この規則は、河内長野市附属機関設置条例(平成24年河内長野市条例第35号)第2条の規定により設置する河内長野市文化振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) アーティスト
- (3) 文化団体関係者
- (4) 学識経験者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その

職務を代理する。ただし、副委員長にも事故があるとき、又は副委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(関係者等の出席)

第6条 委員長は、会議の進行のため必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化・スポーツ活性課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則(平成27年河内長野市教育委員会規則第10号。)第2条の規定により、教育委員会から委員に委嘱されている者(以下「旧委員」という。)は、この規則の施行の日に第2条の規定により市長から委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、旧委員の残任期間とする。

5. 河内長野市文化振興計画推進委員会名簿

役職	氏名	所属等
委員長	車谷 哲明	大阪芸術大学芸術学部 教授
委員	佐藤 有紀	大阪芸術大学芸術学部 准教授
委員	宮崎 優也	大阪アーツカウンシル 統括責任者
委員	宮地 泰史	ザ・フェニックスホール チーフマネージャー
副委員長	寶楽 陸寛	特定非営利活動法人SEIN 事務局長
委員	飯田 由美子	河内長野市文化連盟 理事
委員	おぐし みき	Yahoo!クリエイター 記者
委員	吉年 海	株式会社吉デ 代表

(敬称略)

令和 8 年 3 月

発行：河内長野市 成長戦略局 成長戦略部 まちのソフト戦略室 文化・スポーツ活性課

住所 〒586-8501 河内長野市原町 1 丁目 1-1 市役所 4F

電話 0721-53-1111（内線 417）

<http://www.city.kawachinagano.lg.jp/>

これまでの会議を通じて下記、委員会で文化振興の課題と指摘された事項と進行管理について下記のよう
に整理してはいかがでしょうか？

(1)これまで委員会で課題と言われてきた論点

1. 市文化事業の認知度の低さ

市が実施している主要な5つの文化事業(文化祭、奥河内音絵巻、マイタウンオペラ、ミュージカル、ロビーコンサート)について、「知らない」という市民が多数派であることが指摘。

特に49歳以下の若年・壮年層では、事業によって6割から9割近くが「知らない」と回答。

2. 「興味のある分野がない」というミスマッチ

文化芸術を観賞・参加しない理由として、「興味のある分野の公演がない」ことが挙げられた。

会議では、公共事業としてどこまでエンターテインメント性を重視すべきか、あるいは市民が主体的に表現に関わる機会をどう増やすかが議論された。

3. 時間的制約による参加の困難さ

特に働き盛りの世代(30代～40代)において、「観覧する時間がとれない」「活動する時間がとれない」という回答が目立っている。

仕事や生活のなかで文化活動に割く時間の確保が、市民にとって大きな壁となっている。

4. 情報発信の格差と到達の遅さ

情報発信については、満足層と不満足層で評価が真っ二つに分かれています。

・ 情報の「壁」

文化に関心の高い層は広報誌などで情報を得ていますが、関心の低い層には情報が届いていません。

・ デジタル発信の課題

ネット上の情報が探しにくく、イベント直前に情報を得ても参加できないなど、発信のタイミングや検索性に苦勞する声が示されました。

5. 文化の「閉じられた」印象と観光への期待

・ 施設内に留まる活動:

会議では、文化活動がラブリールホールなどの施設内(箱の中)で完結しており、「外に活動が見えていない」ことが課題視されました。

・ 観光・都市整備との連携

市民が今後文化との結びつきを期待する分野の第1位は「観光振興」、第2位は「都市整備」であり、これまでの「福祉」や「生涯学習」中心のニーズから、地域の活性化や街の魅力向上へと市民の関心が移っている。

6. 子どもへの体験機会の不足

行政に求める役割として、「子どもが日常的に文化体験できる環境の整備」を求める声が2番目に多く、子育て世代の強い関心が示されています。

(2)計画の進捗状況を把握するために、評価指標に追加してはどうでしょうか？

事業の実施数(アウトプット)だけでなく、市民アンケートによる「環境の変化」や「満足度」といった成果(アウトカム)を指標として設定し、アウトカム指標の導入し、10年後の姿を測定してはいかがでしょうか？

1. 市文化事業の認知度の低さ

市が実施している主要な5つの文化事業の認知度 ○%以上

2. 「興味のある分野がない」というミスマッチ

文化芸術を観賞・参加しない理由として、「興味のある分野の公演がない」ことへの指標
ラブリールホール入場者者数
文化振興事業述べ参加者数

3. 時間的制約による参加の困難さ

特に働き盛りの世代(30代～40代)の文化にかける時間が増えた 等

4. 情報発信の格差と到達の遅さ

情報発信については満足層の満足度

5. 文化の「閉じられた」印象と観光への期待

観光・都市整備との連携について、文化がコーディネーションを実施し、多様な主体の共創を促進するコーディネート体制の整備事業の実施

※観光振興への期待

アンケートで「文化との結びつきを強めるべき分野」の第1位が「観光振興」であったことを受け、文化財や自然を観光資源として積極的に活用し、にぎわいを創出する視点が不可欠とされました。

6. 子どもへの体験機会の不足

行政に求める役割として、「子どもが日常的に文化体験できる環境の整備」への満足度

(3) その他、会議ででてきた論点

1 人材育成と「コーディネート機能」の再定義

第2期計画からの最大の継続課題として、人と文化、あるいは異なる分野を繋ぐ「コーディネーター」のあり方が議論されました。施策に反映しないとしても、推進計画の論点として継続議論するなど、論点を明示してはどうか？

または P27 にコラムを文化振興計画推進委員会での議論を掲載してはどうでしょうか？

【コラムイメージ】

文化を繋ぎ、新しい価値を創り出す「翻訳者」としてのコーディネーター

第3期計画において、文化振興の鍵を握るのは「コーディネーター」という存在です。しかし、ここでのコーディネーターとは、単に事務的なスケジュール管理を行う「調整役」ではありません。文化振興計画推進委員会の議論では、コーディネーターの真の役割は、異なる分野や人々を繋ぎ、新しい価値を生み出す「翻訳者」であり「伴走者」とであると定義されました。

異なる「言語」を翻訳し、対等な関係を築く

アーティスト、福祉施設、教育現場、そして行政。それぞれが持つ異なる価値観や専門用語（言語）を相互に理解できるよう通訳し、お互いの強みを引き出し合う「対等な関係（対等性）」を構築します。例えば、山を鳴らしたいアーティストと、舞台を支えるホールの専門性を繋ぐことで、これまでにない感動が生まれます。

ピラミッド型から「ネットワーク型」の共創へ

これまでのトップダウンの組織運営ではなく、市民や団体が自発的に繋がり合う「ネットワーク型」の連携（共創参加型）を重視します。誰か一人のプロデューサーが仕切るのではなく、多様な個性が「共に（Co）」「整列（Ordinate）」して同じ目標に向かう、風通しの良い仕組みづくりが重要です。

「ボランティア」を超えた持続可能な体制

これまでは熱意ある個人のボランティア精神に頼っていた側面がありました。今後は、コーディネート機能を組織として明確に位置付け、福祉・教育・観光といった他分野とも有機的に結びつくことで、文化が社会課題を解決し、まちの活力（にぎわい）を生むための持続可能な基盤を整備することが求められているのではないのでしょうか？

2 「点」から「線・面」へのネットワーク化

市内には熱意あるプレイヤー（点）が多く存在するが、それらが有機的に繋がっておらず、活動が「打ち上げ花火」で終わっているという指摘がありました。施策に反映しないとしても、推進計画の論点として継続議論するなど、論点を明示してはどうか？

3 コーディネーターの役割

単なる「事務的な調整役」ではなく、福祉・教育・観光など異なる専門分野の言語を翻訳し、互いの強みを引き出して「新しい価値を創出（共創）」する役割であるべきとされました。施策に反映しないとしても、推進計画の論点として継続議論するなど、論点を明示してはどうか？

4 持続可能な体制

これまでのコーディネートが一部の有志によるボランティアベースに頼っていた点を反省し、組織として機能を持たせるなど、持続可能な仕組みづくりの必要性が強調されました。

以上

